





○稻葉誠一君 そこで、陸海空の訓練に参考になるというので、陸空の訓練に参考になつたというのなら、アメリカの最新兵器がジャングル戦やゲリラ戦などのような効果をあげているかということを調査してきたのじゃないのですか。いやいや、それが全体の目的かどうかは別ですよ。全体の目的かどうかは別として、そのことも一つの目的に入つていたのではないですか。それはそうですよね。

ちよつと待つください。それであなたは——防衛駐在官の報告でもわかるし、外務省の報告でもいいし、あとのことは幾らでもわかるのですが、アーリカの最新兵器が局地のジャングル戦やゲリラ戦でどういふ働きをしているかどうかといふことを、それが中心がどうかは別として、その調査も含まれていることは含まれているわけでしょう。

○政府委員(島田豊君) これは特定のそういうふ

うなベトナムにおけるところの米軍の最新の兵器の調査といふふうなことを特に意図しておるわ

けではございませんで、現地へ行きました米軍の

基地を見学し、米軍からいろいろな説明を聞くわ

けでございますから、その過程におきまして、あ

るいはそういう兵器の効用等につきましての話は

聞いておることかと思ひますが、それは決して出

張の目的ではありません。やはり全般的な情勢

についての見聞を広める、こういうことござい

ます。

○稻葉誠一君 国費を使って行つたのですから。

どの程度の国費を使つて行つたのか、たいした金額ではないとは思ひますがね。だから、行つたの

だからあれでしょ、それだけの行つてきた効果

はあつたのでしょ、防衛厅として。そのところはどうなんですか。防衛厅長官、どうなの。

○国務大臣(増田甲子七君) 行くだけの効果はあつたと思います。

○稻葉誠一君 まあ、そこで行つただけの効果といふのはどういう効果なんですか。ぼくはあとでいろいろな質問をするつもりですけれどもね。効果がないのに行くわけはないし、効果があつたと

いうのだから、かりに参考になるというので、陸海空の訓練に参考になつたというのなら、アメリカのやつておるどういう行動が日本の自衛隊の陸空の訓練等に参考になつたのか、それであつて初めて効果があつたわけですからね。そこがはつきりしてもらえた。子供の使いみたに遊びに行つたのでは意味ないわけでしょう。どちらでもいいですけれども、じゃ報告書出してごらんなさい。いいよくわかるのだから。何か書いてあるから。ぼくはもう一つ別な問題があるような気がするのですが、これはあとで必ず出てくると思うのですけれども。どういう効果が具体的にあつたのですかね。あまりやかましいことを言うなよ、それは視察に一週間くらい行つただけで、そんなことを一々やかましいことを言うなよ、というのも一つの考え方だと私は思うのですがね。あなたは効果があつたというのだから、それじゃ具体的にどういう効果があつたと聞きたくなるのも無理ないと思いますがね。陸海空の訓練にどういう効果があつたのか。

○政府委員(島田豊君) 出張いたしたもののが、たまたま陸軍の一課長でありますとか、空幕の調査二課長、これは一般的な情報の収集整理、こうい

うことを任務といたしておるわけでございまして、したがつて、それが直接に陸海空の自衛隊の訓練に、個々のこまかい点について非常に参考になつたといふふうなほどの情報入手ということはな

ります。

○稻葉誠一君 ほくはあなたの聞いているのはね、あなた

申し上げられないと言うから、申し上げられない根拠を明らかにしてほしいと言つたのですよ。機密だと言うなら、じやどういう機密が日本にあるのかということですね。日本には機密なんかない

御了解を得たいと思っております。報告書は、正直に申し上げまして私は後刻読んでみたいと思ひます。

○稻葉誠一君 いや、あなたが申し上げることはできないというその理由だよね。その理由が、それを申し上げることによって防衛厅のいろいろな行動に支障を来たすということで申し上げられないといふのも一つの理由ですわ、そういう場合もあるかどうかは別として。そういうことも一つの理由だし、それから、いやアメリカとの関係でそんなことはとても言えないのだといふのも一つの理由だし、いろいろ理由があるわけでしょ。

申し上げられないというその根拠を——防衛厅設置法など、自衛隊法とか、いろいろの法律の根拠があるわね、国会法でもいいわね、それに従つて

説明をしてください。ぼくはあなたのおつしやることが——防衛厅長官でいいやね、あなたのおつしやることが納得できれば、これはぼくも無理な

ことを聞いておるなと私自身が感じれば幾らでも質問は変えますからね。どうして申し上げられないのか、ちょっと説明してくれませんか。

○国務大臣(増田甲子七君) まず参考になつたと

ころで質問を変えましょ。ほんとうならもう少しやるのであります。そこで

問題は、いいですか、国連が各地へ国連軍といふ形か、あるいは国連軍という形でなく監視團と

か何とか、いろんな形ありますね。そういうもの

がたくさん出ている、十何回も出ているわけでしょ。それについて説明を願いたいわけですが

が、いろんな形で出動していますからね。キプロスであるとか、レバノンとか、コンゴとか、

いろいろありますわね。そういうのに国連が出て

いる形がいろいろある。その形に日本の憲法でい

るの、このままでは北ベトナムのほうも見たいと思つておきましたが、そういう機会が許されませ

ました。やつぱり聞くと見るのはたいへんな違いで

あります。

○稻葉誠一君 それで、参考になつたといふこと

でござります。そしてまた自衛隊として専門にその職務についておる人々が行つたわけでござります

と。だから、国会議員の増田が行つたよりははるかに

参考になつたと思います。ただ、私の赴任前でございましたと、私は思つておるわけでござります。

○政府委員(島田豊君) これは程度の問題でございまして、文書だけではなくなかなか隔離搔擾の感がありまして、知り得ないことをやはり現地で米軍の当事者から直接聞くことはいろいろな面で参考になります。

○稻葉誠一君 いや、あなたが申し上げることはございませんして、特にここでどういうこと

が、われわれの知り得なかつた点がこれによつて認識を深めたといふふうなことは、ちよつと私

ここで申し上げることはできません。

○稻葉誠一君 いや、あなたが申し上げることはございませんして、特にここでどういうこと

が、われわれの知り得なかつた点がこれによつて認識を深めたといふふうなことは、ちよつと私

ここで申し上げることはできません。

○稻葉誠一君 ほくはあなたの聞いているのはね、あなた

申し上げられないと言うから、申し上げられない根拠を明らかにしてほしいと言つたのですよ。機

密だと言うなら、じやどういう機密が日本にあるのかということですね。日本には機密なんかない

御了解を得たいと思っております。報告書は、正直に申し上げまして私は後刻読んでみたいと思ひます。

○稻葉誠一君 ほくはあなたの聞いているのはね、あなた

申し上げられないと言うから、申し上げられない根拠を明らかにしてほしいと言つたのですよ。機

密だと言うなら、じやどういう機密が日本にあるのか

御了解を得たいと思っております。報告書は、正直に申し上げまして私は後刻読んでみたいと思ひます。

○稻葉誠一君 ほくはあなたの聞

ありませんから、私は自衛隊法の問題を聞くのじやなくて、自衛隊法の問題を抜きにして、憲法との関係で、従来、国連が派遣をしていたいろいろな形態のものがありますが、それに自衛隊が日本憲法の中で参加ができるかどうかという問題ですね、それが一つあります。それから、自衛隊の参加のしかたがまた問題がありますね。それらをひつくるめて、ひとつしつかりとした答弁を私は出していただきたいと思います。一つ一つ例をあげて説明を、こういう場合はこうなんだといふことを説明してくれませんか。

ですよ。あなたの方の話はいつでも、その点を一つやらないで、適当にまとめてわかつたよくなことを言って済ませしゃう。これはいけないから、過去の例に即して、この場合は自衛隊は憲法上参加できたんだとか、できないんだとか、一つ説明してください。

○國務大臣（増田甲子七君） 一般的なことを申し上げますが、海外派兵というものは憲法九条違反であると思っております。これは明瞭にそうですございます。国連軍の中に入らうともいけないと思っています。

（そしかつ、国連委員会でございまことに、吉田正

ではないといふ話でござる  
りでござないかは別として  
いうのが外務大臣の答えて  
向こうに行つてゐる駐在官を  
まするし、また、こちらも  
務省の職員でなくて派遣され  
ろくないことに、自衛隊隊員  
でございませんし、新しく  
いけないのではないか。政  
とよりである。政治上は二  
方針としてやらないと言ふ  
方針には同感でござります  
まつた。

ましたが、法律上でき  
政治上しないのだと  
ございまして、大体、  
は外務省職員でござい  
ら無腰の自衛官を、外  
るといふこともおもし  
はそういうことを書い  
法律でもできなければ  
治上できないことはも  
木外務大臣も、外交の  
ております。私もその  
を

なんね。それでは具体的に、日本は一休国連にどう協力してきたのか。  
國務大臣（増田甲子七君） 昭和三十一年に閣議決定がございまして、国防の基本方針というもの  
今まで有効に存続いたしております。その第一は、「國際連合の活動を支持し」云々と書いて  
ございまして、これは国防会議でまとったところ  
閣議決定をそのあとを受けてやつたわけでござ  
まして、国防会議には外務大臣も、もちろん

参加させるところなど、これが憲法に違反するかどうかをさせます場合の参加の形態によっていろいろ異なりますから、要するに、集団的な武力行使を目的とするような部隊の派兵ということは憲法上問題があるということをございまして、ただ単に、自衛官が武器衛官が全く国連の警察活動に参加するということが直ちに憲法違反になるかどうかといふことについては、これは必ずしもそうでないというふうに考えられますけれども、少なくとも自衛官が武器を持ちまして現地の監視團に参加をいたして、それによりまして、そういう武装した監視團の一員として参加するということは、これは憲法上おそらくできないというふうに考えます。一にこれは、その監視團の目的・任務、その態様といふもののかいかんによつて認められるべきものであるといふふうに考えるわけでございます。

すなわち、外務省職員といふ職務と自衛官といふ職務を併任しておりますから、そういう場合には参加し得るかどうかということは、法制局と外務省とのむしろ主管事項だと思ひますけれども、稲葉さん私にお聞きでございますから、現にいままで知つておる範囲をお答えいたしますが、法律上は心しも違法ではないし、もし自衛隊法で禁止しておるならば、他の法律をつくってやつても憲法には触れない、自衛隊法と同等なものを、他の法律をつくれば、これは特別法になりますから、やれるわけでございます。しかしながら、無腰のものであつても、法律上はできるかもしれないけれども、政治的の見地からやらないというのが三木外務大臣の答えてございまして、私も同じ答えでございます。いかなる休戦監視団といえども——国連のそういう監視団にあるいは非武装地帯の監視団、いろいろございます。いろいろの場合を分けて言えといえば、また外務省と打ち合わせをいたしまして、時間を与えられれば、後刻またお答えいたしますが、無腰の監視団といえども、法律上はできるが政治上はやらないといふのが、三木外務大臣が留守中に、ちょっとほかの話もございましたけれども——ほかの話というのは國連局長の話でございます。法律上できないわけ

は、いますぐ無理だと置いてもけつこうだ  
るんですが、従来の論  
ですよ。そうじゃなく  
がいろんな形で出てい  
れているその一つ一つ  
参加できるかできない  
せてほしいということ  
な一般的な話ではない  
具体的例について、い  
ば、午後でもけつこう  
たいと、こう私は思  
いてもいいですよ。そ  
れでいいです。

理大臣も議長として入っているし、私も入つてゐるわけでございます。そこで、国連に対しても自衛官を云々というようなことは、自衛官を、ある観察くらいには行つたかもしませんが、自白云々ということは、現在、活動の一部面を担うるというのが私の「云々」でございますが、いうことは現在までございません。

福葉誠一君 国連に協力するのは日本の外交の基本方針、日本の基本方針であるならば、国連か要請があつた場合に、自衛隊が憲法に違反し範囲で参加をするということ。当然、日本本方針として将来考へられてくるのじやないか。その点はどうですか。

務大臣(増田甲子七君) 国防の基本方針といふのは閣議決定でございます。そこで国連には得る限り協力をいたしております。また分担も出しております。でございまするから、問へは分担金を一番よく払っているのは日本でございます。たとえばコンゴ等に国連警察軍がいくらよくな場合に、その一部になつているかもしれません、これはよくわかりません事務総長の、これだけ分担してくれという事な各國に対する割り当てがございまして、日本本方針であるならば参加したらいじやない分担いたしております。これはお聞きになつてくださいまして。そこで、国連警察軍つくつて、もし国連協力が閣議決定で国防

かというようなこと、これはしてはどうかといふ  
疑念はあるということは、あなたおっしゃったと  
思いますが、やはり日本は憲法の制約があるわけ  
でございまして、われわれの自衛といふものは  
相当厳格に解釈をいたしております。そこで、国連  
連警察軍がかりに武力を行使する国連という一つ  
の団体である。そこへ武力を行使する日本の自衛  
官を一部を構成する意味において派遣するといふ  
ことは、閣議決定がどうあらうと、憲法違反まで  
閣議決定がしぶるわけにいきませんので、閣議決  
定といふものは、憲法、法律の範囲内におけるも  
のであるということを、稻葉さん御了解がいくぐ  
じやないかと思います。

て、その場合に日本の自衛官がそれに入っていくと、もつとも日本のじやなくなりますが。しかしながら、やはり日本人がいくわけでございまるから、私は各国の軍備が全然なくなつて国連警察軍ができる、そして世界の警察行動をするといふ場合にも、やはり憲法改正が要ると思っております。日本の軍隊を廃止して、そして日本人が国連警察軍の中へ入るというようなときには、そういうような条項を私は設けたほうがいいのじやないか。とにかくいろいろあるところでございまして、非常に疑義はございます。

談があつた後の、ひとつそれを平靜に治安を守るという形で國連警察軍がくるということは、これは軍事行動との関係でどういうふうになるのですか。そこがぼくは一つ問題になつてくるのじゃないかと思うのですよ。ぼくはベトナムの問題が、どうもそれが関係するような気がしてしょがないのですから、ベトナムの問題から、こう入つていて聞いているわけですがね。だから、国連警察軍といふものの行動、警察行動といふものと軍事行動といふものと一体どこがどう違うのかというところですね。それがはつきりしないとわ

私は別段憲法上の問題はないと思っております、これに参加することは、武力を行使しない国連監視団に参加することは憲法上問題はございませんが、法律もつくれはできないことはないのでござりまするが、政治上やらないという方針を貫いておるわけでございます。

○ 稲葉誠一君 国連軍に参加をするという形ですね。たとえば韓国にあるようなあるいはほんとうに武力紛争というか、それに直接関与するわけでしょう。ですから憲法違反の問題が起きてくると私は思うのですが、ほくの考え方で誤解されてもいけないのですが、国連警察軍に参加することは警察行動として参加するというのでしょうか。それなら国連警察軍に参加するということは、憲法との関係で、直ちに憲法違反だということが起きてこないということを言えるのじゃないですか。そしてしらなんと言つていいのじゃないですよ、ほくは誤解されても困りますけれども。増田さんの御意見はちょっとどこちやこちやになつてているのじゃないですか、その点が。国連警察軍というのは警察行動なんでしょう。警察行動といふことは、あなた、武力行使とは、日本の憲法が禁止している武力行使などという関係に立つのですか。ほくの言うのは、そういうのに参加しようと聞こえちゃ困るので、ほくもちよつと考へながらしやべつてつもりですが。そういうところはつきりしませんね。

それから国連警察軍といらものは、やっぱり日本の警察隊が武力行使をすることやはり武力行使をします。ある場合には武力行使をすることやはり武力行使をする。そのための備えがなければ国連警察軍とは言えないとわけでございまして、問題は国連監視団、国連監視団といらものは武力を行使する場合もあるかもしれないが、多くは武力を行使しません。国連監視団のうちで武力を行使しない監視団であるならば、平和を確保するために寄与することは国連の目的でござりまするし、法律上は差しつかえないとは思つておりますが、そこがつまり三木外務大臣の説と私が同じになるわけでございまして、武力を行使しない自衛官の入る国連監視団といえども政治的にはやらないと、こういうふうに幾つも建て方があるわけでございまして、稻葉さんは國連警察軍といらものは、もう武力を行使しないんだということをおっしゃいますけれども、武力を行使する国連警察軍といらものは相當いままでにもございましたし、戦死した国連警察軍の構成部員も相当あるわけでございます。

○國務大臣（増田甲子七君）　国連警察軍といえども、私は国連警察軍といえば、やっぱり本質的に世界各國にある警察隊のこときものであらうと思ひます。警察隊のこときものでございまして、積極的に武力を行使するものでないことはもちろんでござりまするが、やはり平和と秩序を維持するためには武力を行使することになると思ひます。国連警察軍といふものは、いまのこの状態において、理想世界国家のできた場合でないと、いふことではございませんから、その問題はしばらく別々の問題としておきます。いまのこの国際情勢において国連警察軍といふのはしばしばてきております。韓國においても現にあるわけでござりまするし、コンゴなんかにもございまして、それを見にいくためにハマーショルトなんかも死んだわけでござりますが、やはり武力の行使をある程度しないと、警察行動といふとも、国際紛争を解決するためには警察行動が必要であるというような場合にも、憲法上、どう海外へ、遠くへ行くということは私はいけないと思っております。疑義があるという人もござります。憲法学者によつてはいいといふ人もござりまするが、私はそれはいけない

うことは、これは絶対ないわけですか。結論を開きますがね、自衛隊法を改正して、自衛隊の任務の中に国際平和と安全のために行動できると、これは憲法が上にありますから、憲法の範囲内です。よ、もちろんですね。ではありますけれども、自衛隊の任務の中には、国際平和と安全のために自衛隊は行動できるということを加えるということは絶対にないと、どうお聞きしてよろしいですか。○國務大臣（増田甲子七君） 稲葉さんの御質問はござりまするが、現在の自衛隊法上できないと、いう範囲までしかお答えが、立法論としてはまだお答えができません。

○稲葉誠一君 そこで話がおかしくなってくるのじゃないですか。国連協力・国連協力ということを言つていて、国連では、日本の防衛局なり自衛隊が、国連、ことにアメリカなどではいろいろな部面において協力してくれないということで非常的な不満があるのでないのですか、一部に。あるいはそもそもわかりませんけれどもね。現実にあれじゃないですか、自衛隊の中でも、自衛隊法の範囲内ですけれども、自衛隊が国連に協力をできるように、自衛隊の任務に、いま言つたものを

○國務大臣（増田甲子七君） それではござりますから、私が申し上げるのでござりますが、國連警察軍といふものができて、私は理想的には各國が一  
然撤廃して、そして國連警察軍といふものができ  
るといふのはソ連も米国もござります。軍備を全

うものが世界国家ができた後における、世界連邦  
みたいなと言いますか、そういうものができた後  
における国連軍という意味ではなくて、現実の、  
いまの中におけるいわゆる軍事、軍隊行動と警察  
行動とは違うわけでしょう。だから、いろんな相

と、こう思つております。そこで、問題はなんだ  
ん限局してまいりまして、国連監視団、つまり國  
連警察軍でない國連監視団のことは、あなたはお  
聞きにはなりませんが、監視団のうちで武力を全  
然行使しない監視団があるとすれば、それには

追加をしようということを考えられているのじゃないですか。これはそういうことは絶対ないのですか。」  
「のだ、あなたが絶対ないのだというなら、ぼくもそれでいいと思うのです。それは立法論だから答えるられないということになつてくると、将来やる

かもわからないことになつてくるでしょう。  
○國務大臣（増田甲子七君） 稲葉さんの御質問で、法律上できないのだから法律つくつたらどうかということで私が答えると、また今度は政治問題として問題になつてしまりまするから、そこで、なかなかお答えはしにくいし、私はしませんが、つまり立法論としてはいまのところ考えておりません。現存の自衛隊法じやできないのでござります。

それから、国際連合に於ける協力ということが、は、日本外交の方針でもございまして、昭和三十二年の閣議決定は今日まで有効に存続しておりますし、また国連は各種の活動をいたします。警察的活動もいたしますが、その費用の分担等は日本が世界で七、八番目でございまして、額は非常に少ないのでですが、番目から申しますと七番目くらいでございまして、非常に内訳あんばいはよろしいと、うわざで、ハーメショールドからも、

ウ・タントからも称賛の的になつてゐるといふと  
とを申し上げます。

のですよ。あなたは自分で都合が悪くなつてくるとよけいなことをしゃべっちゃ、話をそらしちゃうわですね。そう、うのは巻弓で、うのが弓と

どうも、私はそういうのはいかぬと思います。やはり  
どうか、そういう行き方をほめる人もいますけれど  
でも、私はそういうのはいかぬと思います。

す。私は国連の協力といふことがいろいろな問題になってきた中で、現在の外務省なり防衛庁の中でも、自衛隊の任務こそ、そつゝま言つてゐる所と加えて

自衛隊の任務は、そのいきまつたもののが加えようとする動きが現実にあるのじゃないですか。法案の作成が考えられているのじゃないですか。一部こ云ふられて、ます、どう、う二二が、つ

一書に載つてゐるが、そのことがいわゆる国連協力法案の名のもとに、外務省と防衛庁、内閣法制局の間で、この防衛庁が、自衛隊がどこまで国連の、あるいは国連軍に對して協力をできるか

日本の政府としても、いまそれをどの程度まで関  
係の問題のいろいろな行動に対する協力でありますか  
ということについての協議を進められているので  
しょう。これはもう間違いないでしよう。これは

いふことは、将来いろいろな問題が起きてきたときに、非常に何といいますか動きがとれなくなつてくるから、フリー・ハンドで行きたいといふ考え方があることについては、私は實事だと思いますけれども、現実に自衛隊法を改正して、そういうものにしようということは、国連協力法案なりうる形の中、外務省、防衛庁の中で進められ改正で、自衛隊の任務に、そういうものを加えられるることは絶対にないと、絶対ないとあなたがおっしゃるならないですけれども、そういうことになつてくると、あなたの言うことはあいまいになつてくるから、どうもおかしいと思うが。

○國務大臣(増田甲子七君) 現行自衛隊法上違法でござりますと、どうことはおわかりですね、違法でござります。それから将来、法律をつくれば合法になるということを、これはおわかりでござります。しかしながら、われわれは将来、法律をつくらうというようなことは、外務省、法制局あるいは総理大臣その他において考えたこともなければ、協議したことなどございません。

○福葉誠一君 考えたこともないし、協議したことないといふわけですね、そうすると、それはありますか、絶対に今後、自衛隊法の改正ということはないというふうにお聞きしてよろしいのですが、そういうふうにお聞きしていいのですか。

もうそれならばそれでいいです。それならば、あそそですかと言つて引き下がりますけれども、私たちの聞いている範囲では、どうもそうではないよう聞いています。それがベトナムの休戦なり何なり起きた後においても問題として起きてくる可能性があるのではないかということを、言つてゐる。これは杞憂かもしませんが、しつこく聞いているわけです。

○國務大臣(増田甲子七君) 重ねてお答えいたしました、明確にするためだ。そういうことを考えて

午後二時十四分開会

○委員長(豊田雅孝君) 委員会を再開いたしま  
す。

休憩前に引き続き、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法

の一部を改正する法律案の両案を一括議題として、両案に対する質疑を続行いたします。

○ 稲葉誠一君 午前中、国連のいろいろな行動と質疑のある方は順次御発言願います。

日本の憲法との関係、一つ一つ具体的な場合どう  
いうふうになるのかと、こういうことを研究して

おいてくれと言つたんですが、それがもしできていれば説明願いたいし、まだできていなければあ

とでいいですが、どうですか。

に、国連の警察軍あるいは監視団、いろいろな形態があるわけでございまして、要するに、実力を

行使いたしましてその事態を鎮圧する、あるいは平和を回復するというふうなもの、たとえば韓

国におきまする國連軍、あるいはコソゴにおきます國連軍、こういうものは憲法の許容するとこら

国連監視団のように、平和的事態の維持確保の目  
ではない、しかしながら、たとえば、レバノンの

的を、実力の行使を含まない方法で達成すべき任務と権限を与えられておる。こういうものにつき

ましては、これは憲法に違反するところではない、これが非常に明らかなケースでござりますけれど

も、それ以外の個々の監視団なり、あるいは国連

軍なりといふものにつきましては、これはやはりその一つ一つについて十分検討して、問題の解決をはかるべき問題でありまして、従来ありましたところの、どういうものは憲法違反ではない、こういふことはなかなか申し上げられない、申し上げにくく、こういふことでござります。

○福葉誠一君　申し上げにくいといつても、朝鮮のものとコンゴのものはわかつた、それからレバノンもわかつた、そのほかのものもすいぶんあるわけでしょ、それについてはどうなつてゐるのですか、申し上げにくいというのはどういうのですか、どういう点で、どこにどういう問題があるのか、それは研究がまだつかないから日にちをかしきれといふなら話はわかるのですが、いきなり申し上げにくい、いきなりわからないというのは納得できないですよ。

○国務大臣(増田甲子七君)　福葉さんが、いままで私と防衛局長とでお答え申し上げました範囲でおわかりの点から順次片づけてまいりたいと思ひます。国際連合警察軍が武力を使用して平和を回復する、こういうやうなものに参加することは憲法違反でござります。これは例で申せば、いまも申しましたコンゴ、あるいは三十八度線のあるところにおける国際警察軍でござります。それから、その次に、いままで調べたところという意味で防衛局長は申したので、申しにくいというのは、非常に不明瞭ということではございません。レバノンにおけるものは、平和を監視するための国際警察軍ではございませんで、いわば率直なことはでお互いに共通することは無脳の監視団でございますので、これに自衛隊員を派遣するとは、自衛隊法上はそういう規定はないのですが、いまして、そこではお外務省のほうで、国連局長が法律の必ずしも禁止するところではないという答弁がありまして、私はそれはわかりませんでしたが、結局、身分は外務省の職員になつておるのでございます。そこで、私は自衛隊法を改正しないと、併任した身分を持っておりままでの、外交官であります

も、併任した身分で、自衛隊員たる身分も併任されて半分持つておるわけでござりますから、これは自衛隊法の何らかの修正が必要であると私は考えております。これはまた話が違えば、その調節が外務省との間において必要でございますが、そこで三木外務大臣は、法律の問題はともかくも、政治的にそういうものは出さないのだ、政治的には、無理のもので、国際連合体戦監視団にしたところで、いろいろ自衛隊員が入っていくようなものはやらないのだという答弁をいたしております。どうぞその辺でひとつ稻葉さんの御了解を得たいと、こう思つております。

が申したわけでございません。ものまで、つまり防衛局において、あるいは防衛厅において明瞭になつてゐるものまで、法的見地から憲法解釈的見地から申し上げにくくいと言つておるわけではないのです。

○稻葉誠一君 ことし韓国に防衛駐在官を置くことになつてゐる。これは外務省の設置法が通つたんだから行つておると思ふんですが、どうですか。もう行つておるんですか。行つておるとすればだれといふか、どういう人が行つてゐるんですか。

○政府委員(島田豊君) 今年度に韓国に派遣をする予定でございます。一応人選も終わつておりますが、まだ行つておりません。今秋ごろに派遣をすることになると思います。

○稻葉誠一君 名前までを聞くのはこれはあなたの内部のことですから、そこまで聞かないが、たとえば陸海空だと、いろいろあるでしょう。それでどういう人が行くのかということを聞きたいわけですよ。

○政府委員(島田豊君) 一等陸佐を派遣する予定でございます。現在まだ外務研修所におきまして語学の研修を受けておるところでございます。

○稻葉誠一君 サイゴンもこれは一等陸佐ですね。

○政府委員(島田豊君) 一等陸佐でございます。

○稻葉誠一君 韓国へ防衛駐在官を派遣するようにしたのはどういうことからするようになつたんですか。去年はサイゴンでしようとしは韓国、それだけじゃない、ほかにもあるかもわかりませんけれども、何かアジアの情勢というか、その中でいろいろ問題があるというか、そう考えられるところへ防衛厅としては駐在官を派遣するようになりますね。これ見ると韓国へことし派遣するよりになつたのは何か特別な、特別な意味といつてはことばが悪いけれども、どういうふうなことから派遣するようになつたんですか。

○國務大臣(増田甲子七君) 韓国には平和関係に入りまして、韓国のはうからも日本に、いわゆるといふこととばを使わしていただきますが、いわゆる

る大使館付武官というのが来ております。それで、こちらも儀礼的な意味でアタッシュを出してあります。そういうことでございまして、それはもちろんその國の軍事情勢の調査ということでも使命の一つであるといふことは從来申し上げておりますが、これは何とも韓國が特別に極東にあるからというわけではなく、さいませんで、フィリピンにも台灣にも英國にも西ドイツにもいる、アメリカにもいるといふふうに御理解願いたいと思います。

○稲葉誠一君 その韓國へ行く防衛駐在官の仕事がどういう仕事かということなんですが、軍事情勢を探ると言つちやことばは悪いですけれども、調査ですか、それも一つの仕事になつてきているのですね。そうすると、三十八度線のところにおけるいろいろな情勢というものを調査するというか、これも一つの仕事になつてきていているわけでしょう。当然ですね。それから三十八度線の北のほうの軍事情勢というか、こういうふうなものも探るということ、これも一つの仕事になつてゐるわけでしょう。これは北のほうの情勢を探るのものが主たる仕事かどうか、これは議論があるかもわかりませんが、それも仕事になつてきているわけでしょう。

○政府委員(島田豊君) 防衛駐在官はその駐在しております当該國の軍事情勢を調査するという目的でござります。ただ、その国防等につきまして情報を収集いたします場合に、その周辺諸国と申しますか、そういうものに対する情勢を入手することはありますけれども、駐在官の主たる目的はあくまでも当該國のいろんな軍事情勢を調査するということをございます。

○稻葉誠一君 対馬海峡というのありますね。対馬海峡といふのは日本の防衛上にどういう重要性を占めているところなんですか。

○政府委員(島田豊君) 対馬海峡はわが國と隣接している國とのいわゆる境界を形成いたしているわけでございます。ことに海峡でございますので、いろいろわが國の防衛上必要な情報を海峡方面におきましてキャッチをするといふうな意味

で、重要な意味を持つてゐるといふに考えるわけでございます。

○福葉誠一君 この対馬海峡を封鎖をするということはありますか、日本の防衛にとつていろいろな場合があるでしょ、けれども、そういうことも当然考えられるのですが、そういう場合もあり得るわけですか。

○政府委員(島田豊君) もしわが国に進攻する勢力があるといたしました場合に、対馬海峡等を中心いたしましていろんな活動をし、行動をし、それがわが国の侵略に直接関係があるといふうな場合におきましては、その海峡を中心いたしまして、わが国の防衛という見地から所要の行動をとるということはござります。

○福葉誠一君 そのためにも、それは日本だけではなくなかなかやりにくいことだ、やれないことはないでしょ、うけれども、隣接国といふのは韓国でしょう。韓国と共同して対馬海峡の封鎖の問題も当然考えられる。そういうよな韓国側の考え方をいろいろな角度からキヤッチしていかなければならないということ、あるいは連絡、こういうことをあつて、防衛駐在官を韓国に置くやうになつたのじゃないですか。それがすべてていうのじゃないけれども、それをも含めた形で防衛駐在官を置くということになり、そのことも一つの任務になつてゐるのではないですか。

○政府委員(島田豊君) わが国の自衛隊の活動はあくまでわが本土に対する進攻に対処するためのものでございまして、それに関係のないものと申し上げますか、要するに、わが国の防衛に直接関係がない資料を収集するということはまあないと考えます。

○福葉誠一君 これは対馬海峡の封鎖のことだつて日本だけがやるわけじゃないでしょ。向こう側は韓国なんだから、韓国と一種の連絡をした上に演習しているのじゃないですか。いや、その共同といふのは一定の指揮下に入つて、隊列の中



せんけれども、ゲリラ戦とか、そういうのじゃないのですか、これは。どうなんですか。海空は行かないわけでしょう、海空はアメリカが握つてあるわけですから。日本の防衛の中では主たるもののは、日本の陸というのは間接侵略が中心でしょ。あとで出てきますが、それは局地戦のものもあるけれども、それに参考にするためには、陸を送つておいて、そこで起きている対民衆作戦的な角度から取り入れよう、こういうことじやないですか、これは。

○政府委員(島田喜君) たとえば南ベトナムにつきましては、南ベトナムの陸軍の活動ももちろんでございますけれども、それは非常に空軍の活動も激しいわけでございます。また、派遣されております米軍の場合におきましても、空軍の活躍といふものは非常に大きいわけでございまして、したがつて、南ベトナムにおきまして、特に陸軍のそういう特殊な作戦というものを主たる目的として調査をするということではございませんで、陸上自衛官が同時に空軍の活動、あるいは海軍の活動といふものについても調査をいたしておりますけれども、これはいろいろな見地からも判断いたしました。たゞ、陸上自衛隊から派遣しておるというのは、これはいろんな、一つは人事の都合もありますし、その人の適格性もございますし、そういういろんな見地からも判断いたしました。それでございます。ただ、陸上自衛隊から派遣しておるというのは、これはいろんな、一つは人事の都合もありますし、その人の適格性もございます。

○稲葉誠一君 まあそういうことなら問題を変えますけれども、どうも私は納得がいかないような感じがいたします。なぜ国連の警察軍の行動と自衛隊の関係をいろいろな角度から見ておらないわけでございます。

○稲葉誠一君 まあそういうことなら問題を変えますけれども、どうも私は納得がいかない

よろしくお願いします。それから、今度は具体論といたしまして、日本の周辺はどうかといいます

と、日本の周辺におきましては、沖縄にメースB

といふ、到達距離は二千キロと言われております

が、アーリアは沖縄においてはそれよりもちょっと多いものをしておるということだけ、その存在によって日本が侵略されない、日本の平和と安全が維持される、こういふふうに考えております。

○稲葉誠一君 それはいまは四万五千の沖縄における米軍の人數だけの話でしたね。それは前

メースBは、これはちょっと原始的な兵器で古くなつて、いまあまりつくついていないということでござります。

○稲葉誠一君 まあそういうふうに考えていいわけです。

○國務大臣(増田甲子七君) 私も専門家ではないからあまりよく存じませんが、常識的な見地から

防衛庁長官としてお答えいたします。一般論

として、アメリカの強大なる核兵器が存在してお

ること、これがすなわち世界全面戦争が起らな

いゆえんである、戦争をならしめるゆえんである、こういふふうな意味で、日本のほうにも利益がある、

ある、こういふふうにまず一般論としては言えます。

○稲葉誠一君 それはいまは四万五千の沖縄にお

ける米軍の人數だけの話でしたね。それは前

メースBは、これはちょっと原始的な兵器で古くなつて、いまあまりつくついていないということでござります。

○稲葉誠一君 まあそういうふうに考えていいわけです。

○國務大臣(増田甲子七君) 沖縄が日本の安全に

寄与しておる部面だけをお聞きになりますから、

そこでその部面を答えておいたので、いま申し上げ

いたおりでございますが、繰り返せと言われば

繰り返しますが、いま申し上げたすなわちメース

Bの存在やはり一つの抑止力になつてゐる。そ

れから陸海空軍四万五千が沖縄に基地を持ち、駐

泊よくをいたしております。これはボラリスミサ

イルといふものがありますから、これで日本が戦

争がなくて平和が維持されておる、安全が保障さ

れておるというふうに考えるゆえんでございま

す。

○稲葉誠一君 そうすると、あなたの考え方によ

りますと、これらの二つのものがなくなつた形で

沖縄が日本本土に返還されることであると、日本

の防衛に影響があるということになりますか。

○國務大臣(増田甲子七君) これは沖縄委員会の

ときにななたにお答えいたしましたが、各般の問

題がうまく解決できて、日本に全面的返還があ

ればよろしいと希望しておる点は、稲葉さんと私とは

全然同じ意見でござります。しかしながら、沖縄

の基地の存在といふものは日本の平和と安全並び

に極東の平和と安全、日本に影響のある、そ

う方面に寄与いたしておりますから、調和ある関

係において解決ができたならば、日本に全面的に

返還されることを希望しておる点は稲葉さんと全

然同意でござります。

○稲葉誠一君 質問と答えると相当違つておるわ

けですが、私の質問は、あなたが沖縄にメースB

と多いものをしておるということだけ、その

存在によって日本が侵略されない、日本の平和と

安全が維持される、こういふふうに考えておりま

す。

○稲葉誠一君 それはいまは四万五千の沖縄にお

ける米軍の人數だけの話でしたね。それは前

メースBは、これはちょっと原始的な兵器で古くなつて、いまあまりつくついていないといふことでござります。

○稲葉誠一君 まあそういうふうに考えていいわけ

です。

○國務大臣(増田甲子七君) さように思います。

○稲葉誠一君 そういうことになると、防衛庁と

日本とのこの自衛隊を国連警察軍として派遣をする

も申し上げております。それから、あとのことは

第一回 委員会会議録第二十七号 昭和四十二年七月十七日 【参議院】

九

—

しては、沖繩の返還ということについては、現状を変更しないということにおいて返還を求めない、というと日本の防衛に支障を来たすおそれがある、などいうふうになるんじやないかと、「」と思うのですが、そういうふうにお聞きをしてよろしいでしようか。

○国務大臣（増田甲子七君）　これも沖縄問題であつたにお答えいたしましたとおりのこととをまた繰り返すことになりますが、沖縄は、一対日本とい

うことだけをあなたおっしゃいましたから、私は対日本のことだけを申し上げておきます。対日本の侵略防止に相当の効果を発揮しておるのが沖繩における米軍の基地でござります。それから沖繩の問題のときには申し上げましたが、プラス極東

の平和と安全にも寄与いたしておる。でございま  
するから、その関係を何らかほかの形で解決でき  
ればけつこうである、ほかの形で解決できて、横  
田とか、厚木ぐらいの範囲で全面的の施政権、す  
なわち行政、立法、司法の三権が返つてくれれば  
けつこうだと私は思つておりますが、その解決  
その他のことはまだ問題ではないかと、私一人で  
解決できる問題ではないと思つております。

○稻葉誠一君　ちょっととよくあなたのおっしゃる  
ことがぼくはのみ込めなかつたので、再度お尋ね  
して恐縮なんですけれども、沖縄委員会は別とし

て、あそこであつた議論も必ずしも十分な議論ではなかつたように思うのですが、いま、あなたは

何か植田とかどこでしたっけ——ああ、梅木等がどうだとかいうお話をあつたのですが、よくわからなかつたのですけれどもね。それは、ぼく頭が

悪いものですから、ひとつわからいいように説明してくれませんか。ちょっとわかりにくいんだ。

極東全体の平和、日米安保条約でも極東の平和と安全のため日本も多少の協力をいたすことに第六条でなつておりますから、ただ、アメリカが極東の平和と安全を保持するためにも効率的な基地であるということは稲葉さんもお認めでございます。そこで、できれば横田、厚木ぐらいの基地に

なつて、もつともこれは島ではないから、横田、

○國務大臣（増田甲子七君） 総理大臣は、つまり  
わけですね。

政府を代表するのですから、総理大臣は、全面的に返ってくることが望ましいということをいつも両院において申しております。私もそんなんで

す。そこで現状といふことはどういふことがいいと、結局分析してみますといふと、日本の施政

権のもとに全面的に入るということなんですかから、そこで基地はあって、その基地というものの

しかし横田厚木以上は溝をござりまするし、それから現在メースBも配置されておりまするし、そのまゝん基地等にもなつておりまするし、

補給基地等にもなっておりますから、これ、たゞ私は横田、厚木ということを一応言つてみたの

ですが、各種の問題がございまするからなかなか困難であると言つたので、困難なほうへ少し力を

○稻葉誠一君 そうすると、話はまたあとで戻つ  
入れてお話しを申し上げたわけであります。

てくることになるとは思いますが、いまの日本の平和というものがアメリカの核抑止力によつて維持してあることは間違ひありません。

持されている。これは安保条約の関係で維持され  
ているということになつてゐるが、あその自衛  
隊といふものは一体必要なんぞあらうかといふこと

が常識的には考えられるのですね。これはあなた  
のほうでは、いやこういう点、こういう点必要な

んだというふうに答えが出てきますよ。それはわ  
かりますがね。そうすると、自衛隊はあれです

か、核戦争ということについてはもう無力なんですか。

○國務大臣（増田甲子七君） 無力でございます。  
○稻葉誠一君 そうすると、自衛隊は何のために

○國務大臣（増田甲子七君） 国防の基本方針、第

一次防衛二・五六年計画、それから一・二・五年間があ  
りましたが、第二次防衛五・六年計画、第三次防衛  
五・六年計画等に書いてござりますとおり、通常兵  
器による侵略者の局地的侵略に対処する実力と、

○ 稲葉誠一君 倘略ですね。そうすると、あれですか、いま日本に対して直撃侵略の脅威といふか、そういうものが危険があるとあなたはお考えになつていますか。

○ 国務大臣(増田甲子七君) 具体的にはあるとまでは断定できませんが、あり得ると考えております。

○ 稲葉誠一君 いま、そのあるというのと、あり得るというのと、具体的にどういうふうに違うのですか。

○ 国務大臣(増田甲子七君) あるというのはだいぶ差し迫つた感じでございまするが、あり得るといふのは、ちょっと違うのではないかでしようか、ことばのことを非常に厳密におっしゃる学識の高い稲葉さんにしてはおかしいと思います。

○ 稲葉誠一君 なかなかあなた、あれですね、お年寄りのわりにと言つては失礼だが、なかなか闇志満々でなかなかいいところがありますね。なかなか防衛廳長官らしいと言つては悪いけれども、海原氏が書いたやつになつてくるのだけれども、これは書いた海原氏に聞くのも変かもしれないせんけれども、直接侵略の危険はいま十分あるのを演をして、ほくのところにまで持つてきた本があるのです。この前ぼくがあげたからもわかります。この前ぼくがあげたからもわかります。これと違いますね。そこはどうなのですか。——

ちよつと待つてください。これは官房長ではなくて増田さんにお聞きしますけれども、あなたのところの官房長は長くいる人ですね。その人があつちこつちに行つてしまつた中で本にして出した中に、いろいろ並べた中で、直接侵略、間



るところよくなればいいですね、国際公法上。されば交戦権が認められるのですね。

は、日本ではそういうことはないでしようが——あほかのことは、交戦権に基づくいろんな権利はないということでとめておきます。

隊の持つておる自衛権——アメリカの軍隊が日本にいるわけですね、だから聞いてるわけですよ。アメリカの軍隊の持つておる自衛権と日本本邦の自衛隊の持つておる自衛権と一体どう違うのか。交戦権というよりなことは自衛権とは関係ないでしよう。自衛権を行使した結果としての交戦権か

すわね。だから、自衛権の範囲とか、そういうことについては、アメリカの軍隊も日本の自衛隊も同じですか。

のと同じ形でございまして、九条二項はないんですから、九条第一項みたいなものはかりになくて、ケロッグの不戦条約に加盟している国は――

すから、ケロッグの不戦条約に加盟している国は——いま全世界の国際連合に加盟している国はほとんど加盟しておりますから、相当大多数。ここで、第二項の違う範囲だけ違うということです。ひとつ法曹の大家であるあなたにおいても御了解して

願いたい。すなわち、交戦権に基づいて、つまり自衛権を発動した場合の態様が違うんですよ。本は、発動した場合に、第三国船等の兵器を、本に対する侵略者——正確なことばを使わなければなりませんが、侵略者に供給するという疑い

濃厚である場合は、戦時国際公法に従いまして、交戦権のある国は、第三国の船を臨検し、調査し、拿捕するというようなことができます。日本はそれができないといふようなことで、アメリカが自衛権を発動した場合には、第三国の船を、うしてアメリカの交戦しておる相手方に供給するであろう第三国船舶を、停船を命じ、臨検をし

○福葉誠一君　それだけですか。

○國務大臣（増田甲子七君）あと、自衛権の範  
と——つまり日本も自衛権といふものはある程  
ありまするが、第九条第二項の制約を受けてお  
ということとございまするから、アメリカと態  
が違いまするが、自衛権はあるということは

○稻葉誠一君　自衛権のあることは、私も認め  
自衛権を発動した熊様は、いま一つ申し上げますが、あとのこととはだんだんと法制局長官とともに合わせまして、いま即答する能力は実はござ  
ません。

おります。これはあたりまえな話なんですが、これ自衛権の行使の態様といふものが無制限に拡大されて解釈をされてきているから、だからいわゆる日本の自衛隊といふものとアメリカの軍隊の持てる自衛権といふものが具体的にどういふふ

に違うのか、行使の制限がどう違うのかといふことをよくは聞いているわけなんですね、大事なところだと私は思いますよ。具体的にどう違うかということですね。これは憲法の条文を言わげないで、過去の条文がつかつてきただとし

も、具体的にどう違うのか。アメリカがやれる場合でも、日本ができない場合もあるでしょう。メリカがやれるけれども日本ができるないといふは、どういうことですか。

○國務大臣（増田甲子七君）　前々からお話を申上げておるのは、第一装備でござります。装  
が——いつも総理大臣も私も申し上げておりますが、外國に脅威を与えるような武器は、これを用  
ることとはできません。」ことに核兵器のことときは持

込ましめず、製造せず、保有せず、これはやは  
九条二項の精神に照らしてやれないことである  
こう考えておる次第でござります。その他具体  
事例をあげると言われば、だんだんと調べま  
で、だんだんあげますけれども、やはり時間の  
係でお許しを願えれば幸いだと思います。  
○植葉誠一君 いやいや、脅威を与える武器を

本は持つことができない、アメリカは持つ」とか  
できるの。

○國務大臣(増田甲子七君) 私は、外國に脅威を与える武器は、自衛権の範囲からして道徳的におもしろくないということは、これは言えると思いますが、あとはアメリカの憲法に照らしてアメリカは相当のものを現に持っておりますし、ソ連

の憲法に照らしてソ連も持つておりまするし、やはり持てるのではないか。遺憾であるといふやうなことは、これは別問題です。私は遺憾であるとは思っております。遺憾である、残念なことであります。こう思つておりますが、外国に脅威を与える武器をそれぞれ持つておるということは、それ

○稻葉誠一君　日本が外國に脅威を与える武器を  
ぞれの国の憲法に照らしてます適憲とは言えんじやないでしようか。よその国の憲法解釈まで私はする必要はないと思いますが、お答えいたしておきます。

持つことができない、わかりましたね。それはそのとおりずっと続いているわけですね。外国に脅威を与える武器を持つことができるアメリカの行き方というものは、日本の憲法の精神に反するわけですね。

○國務大臣(増田甲子七君) 日本の憲法はアメリカまで支配しておりません。

○稲葉誠一君 日本の憲法がアメリカを支配していないというのは、あたりまえのことです。それ

は外国支配することはできませんから。日本の憲法の精神とは違いますね。反するとか反しないといふとあれですねけれども、違うわけでしょう。いま言つたように、日本の憲法では外国に脅威を与えるような武器を持つことはできないと言つてい

るんですから、聞いてみると、アメリカは武器を持つことができると言っているんですからね。そういう国と同盟を結んでいるところに、ぼくは——これはあとの問題になりますが、あとの問題はあとの問題ですけれども、だから、そういうふうなことは日本の憲法の精神とは反すると言えますけれども、日本の憲法とは違うば語弊がありますけれども、日本の憲法とは違

ことは違いますね。日本の憲法の規定と違うところはありますね。

精神とは相反しているんじゃないですか、アメリカの行き方は。

全世界が武器に対してもよりならうといふようない、そこまででなければ、すべて遺憾である、と、う考えております。ただしかしながら、世の中のありさまを見ましても、警察が必要でございます。人殺しもありますから、これは遺憾だけではございませんから、警察の実力部隊が行きまして、

殺しを逮捕するというようなことがあるわけですが、遺憾というだけでは、自衛隊の存否に対する認識が存在が遺憾であるというようなことは言えないんじゃないのか。自衛隊の現在の範囲の存在はやむを得ない、必要である、こう考えており

ます。  
○福業誠一君　自衛隊の存在がやむを得ないのですか、そういうことですか。  
○國務大臣（増田甲子七君）最高道徳の見地から見て、あらゆる武器がないほうがこれはいいと田

います。そこで、日本の自衛隊といふものは、今世界の現状にかんがみまして、現在ある自衛隊、この範囲のものはやむを得ないといふよりも、少しも必要であるといふように力を入れました。

○種葉誠一君 私はあなたに好意的に聞いてしまつたのです。防衛厅長官が自衛隊の存在はやむを得ないと言つたら、自衛隊の中はたいてんんな騒ぎじらないですか。何だあれはということになつちゃやしないですか。そういう意味で、わざとある

たにそういう答弁の機会をお与えしたほうがいい。と思って、非常に好意的にいま聞いたわけなんですよ。だいぶ紙が回ってるけれども。（笑声）私が言るのは、おかしくが回るのは自由ですが、私が言るのは、おかしくのですよ。いいですか、日本の憲法では外國に存威を与える武器を持つことはできないというのをしよう。それが日本の国土を支配しているわけ

すよ。そういう日本が外國に脅威を与える武器を持つことのできるアメリカと同盟を結んでいくことはおかしいですよ。ぼくはそこを言うのですが、そこら辺の話になつてくるのですが、これはあまりこまかい議論になつてきて恐縮だから、別に議論に進めましょ。

そうすると、あなたが言われるこの局地的な、何といふのですか、限定戦争といふのですか、局地的な限定戦争といふのは、これは具体的に日本の国土を見てどういうことが考えられるのでしょうか。これは特定の国の名前をあげたりなんかしまずと差しさわりがありますから、そういう話はもちろん抜きでつこうだと思うのですけれども、ぼくは日本で具体的にどういうような局地的な限定戦争といふものが考えられるのかわからぬのですよ。

○国務大臣(増田甲子七君) 通常兵器をもつてする日本に対する侵略を普通は通常兵器による局地的侵略と、こう言つておるわけでござります。

○稲葉誠一君 それはわかつてゐるのですよ。それはわかつてくるのだけれども、それはどういうふうに考えられるかといふのです、日本の周辺で。ということは、アメリカは核の抑止力があるわけでしょう。核の抑止力があるのに、相手の国がまかり間違えばそれに入るかもわからないといふのに、それは核を用いないにしても、限定期的な局地戦なんていふことがあるのですかね。それはヨーロッパや何かのようだに、アジアのほうの国のようだに、土地がずっと続いておるという場合には、ある場合考えられないこともないかとも思ひますけれども、日本のように海に囲まれている国で具体的にどういうことが考えられるのですかね。一つ例をあげて、一つでも二つでもいい、具體的にわかりやすく話していただけないでしょ。私たち、ほんとうに、こういう防衛問題といふか、軍事問題はしろうとでよくわかりませんから、ほんとうにわかりやすくぜひお話を願いたいと思うのです。

○政府委員(島田豊君) わが自衛隊は、直接及び

間接侵略からわが国を防衛するということを任務としておるわけでございますが、直接侵略の態様というのは、これはいろいろなことが予想せられるとも考えられるわけでございまして、わが自衛隊はそういうあらゆる機会に対処するための防衛力を整備いたしたいということをございます。

○稲葉誠一君 それはどういう状態のときにそういうことが起きたのですか。何もないのにいきなりばんとそんなことをやつてくるのですか。そんなことは考えられないじゃないですか。

○政府委員(島田豊君) 稲葉先生は、米国の核抑止力のもとにおいては通常兵器による局地戦的なものは生起しないではないか……。

○稲葉誠一君 そらは言わないけれども、よくわからないというのだよ。

○政府委員(島田豊君) これは具体的には申し上げられませんけれども、とにかく第二次大戦後、各地における紛争を見ておりますと、米ソの核のバランスのもとにおきましても、現実にいろいろな紛争あるいは戦争といふものが生起しておるわけございまして、私どもとしては、そういう事態に対処することを考えているわけでございます。

○稲葉誠一君 だから日本の場合——じゃ世界各國でそういう限定期された戦争が行なわれたというのでしょう。べトナム等、いろいろなことがあるでしょう。それはどういうようなファクターがあてしまふ。それはどういうものが起きてきているのか。その原因といふか、そういうことですよ。それがいま日本にそういう情勢があるのかないのかといふことなんですよ。要件というか、そこら辺のところが問題ですね。それは、あなたのほうとしている。国内の情勢といふものの分析をしているわけ

は、國內の情勢といふものでございまして、要するに相手国をしてわが国に対する侵略の意図を起させない、あるいは侵略の意図がありました場合にもこれを挫折させるという実力がわが方にあるがなければならないわけでござります。ただ、御承知の通りに、今日のわが自衛力といふのは、わが国だけであらゆる事態に対処するという力を整備しようとするとものではございませんで、日米安保体制を基調としてわが國みずからもできるだけの力

は思います。その点は私も理解しているつもりですけれども、どうもよくわからないのですよ。抽象的にあることだけで、具体的にどういうふうに考えられるかわからぬからしつつ、これからも参りますし、あるいは直接の上陸といふことを考えられるわけでございまして、わが自衛隊はそういうあらゆる機会に対処するための防衛力を整備いたしたいということをございます。

○国務大臣(増田甲子七君) 事はいろいろ政治的にも関係しておりますから申し上げますが、自衛隊はその存在によって局地的な通常兵器による侵略をされないようにするということに一番力を入れているわけです。こんなことは、国会議員の各位においては御如才ないわけでござりますけれども、深い御理解をいただきたいと思ひます。自衛隊が設置され、訓練をいたしておるといふことに

聞かれていた場合に對処する。しかしながら、対処するという力があれば実は侵略がないことになる、こう考えております。しかし、全面的に對処できるとは考えていませんから、日米安保条約によってアメリカの力をかりまして、そして通常兵器によつて対処する。しかしながら、対処するという力があつては侵略がないことになる、こう考えております。しかし、全面的に對処できるとは考えていませんから、日米安保条約によつてアメリカの力をかりまして、そして共同防衛をいたしておる、これが実情でござります。

○稲葉誠一君 そうすると、そういう局地戦といふことで局地的侵略がないのである、私はこのことを特に強調いたします。自衛隊が存在しているから局地的侵略がないのである。自衛隊が存在しなかつたならば、通常兵器による局地的侵略はあり得ます。これは世界各国にあり得ると言つていい、あたり得ると。そこで、それは都道府県のうちでどこがどうなるかなるということは、それは

言いくらいの問題だから言えません。

○稲葉誠一君 自衛隊の存在によってあれですか、局地的な、何といいますか、そういうふうなものがないように現在なつておるといふわけです

ね、現在。そうするとあれですか、それが起きないようになりますか。それが起きないようになるのですか。日本にどの程度の、そういう戦力が何を知らぬけれども、そういうフォースがあれば局地戦といふものが起きないようになるのですか。

○政府委員(島田豊君) 先ほど長官から申されましたように、何と申しましても、やはり戦争を未然に抑止する、侵略の未然防止といふことが自衛力整備の一番大きな問題でございまして、万一侵略が生起いたしました場合は、それ相当の実力がなければならないわけでございまして、要するに相手国をしてわが国に対する侵略の意図を起させない、あるいは侵略の意図がありました場合にもこれを挫折させるという実力がわが方にあるがなければならぬわけでござります。ただ、御承知の通りに、今日のわが自衛力といふのは、わが国だけであらゆる事態に對処するという力を整備しようとするとものではございませんで、日米安保体制を基調としてわが國みずからもできるだけの力

か対象国といふことばは——仮想敵国といふよなことはもちろん使ひもしませんし、考へてもおりません。それから、侵略するであろうかも知れない勢力といふものは四つばかりあります。第一は国でございましょう。第二は国際公法上認められた交戦団体、第三には、まだ国家としての存在を否定されているけれども、しかし一つの国家的存在であるオーリティー、それから第四には強力なる大國といふよなものが侵略する可能性があるのでございまして、これらに對して対処する。しかも通常兵器によつて対処する。しかしながら、対処するといふことは、日本がどういう、状態のときにそういうことが起きるのかお伺いして

を持とう、こういふことでござります。したがいまして、現在の自衛隊の力単独でそれに対する未然防止力があるかということになつてまいりますと、私はそうはないといふに考へるわけでございまして、ただそれが具体的に、たとえば飛行機が何千機、艦艇が何万トン、陸上自衛官が何万人おれば、これが要するに戦争抑止力になる力の問題もありますし、基礎の問題もありますので、一がいには言い得ませんけれども、少なくとも現状におきまして、わが国単独であらゆる事態に対処するということは、これは困難であるといふうに考へておるわけであります。

○福葉誠一君 そうすると、安保条約によつて補完しているわけでしょうが、そうすると、自衛隊は千人や二千人數がどうであろうと、局地戦といふことに関連しては、そう力の違いといふものは起きないわけです。

○政府委員(島田豊君) わが國みずからもできるだけの防衛努力をいたしまして、他からの侵略にできるだけ対処する能力を持とう。そのためには、國力、国情に応じて漸進的にこれを整備していくことが従来からの一貫した方針でござります。私どもが今回お願いいたしております増員につきましても、やはり現在のたゞえ陸上自衛隊につきまして申し上げれば、陸上自衛隊の現行体制といふものをできるだけ内容を充実していく、またそこに現状の自衛力といふものを基礎にしまして、それをできるだけ近代化し、さらに活用をはかつていくという意味で、たとえばヘリコプター部隊等の増員をお願いをいたしておるわけでございまして、人數が千五百人であるから、それは要するに抑止力の中におきましては大きな位置を占めない、こうしたことにはならないでございまして、私は非常にこれは大きな力になるといふうに考へておるわけでござります。

○福葉誠一君 いまの局地戦といふうなもののが考へられるときに、それじゃ日本の自衛隊が二万人ぐらい欠員があつても別に抑止力といふことに

はあまり関係ない、そこはどうですか、長官。

【理事八田一朗君退席 委員長着席】

○國務大臣(増田甲子七君) 私どもは、三次防の終末においてぜひとも陸上実力部隊は十八万人にいたしたい、とりえず七十万一千五百人でござりますが千五百名増員いたしたい、こう考へておる次第でございます。

なお、欠員のことは非常に遺憾でございまして、順次充員してまいりたい、こう考へておるわが國みずからもできるだけの防衛努力をいたしまして、他からの侵略にできるだけ対処する能力を持とう。そのためには、國力、国情に応じて漸進的にこれを整備していくことが従来からの一貫した方針でござります。私どもが今回お願いいたしております増員につきましても、やはり現在のたゞえ陸上自衛隊につきまして申し上げれば、陸上自衛隊の現行体制といふものをできるだけ内容を充実していく、またそこに現状の自衛力といふものを基礎にしまして、それをできるだけ近代化し、さらに活用をはかつていくという意味で、たとえばヘリコプター部隊等の増員をお願いをいたしておるわけでございまして、人數が千五百人であるから、それは要するに抑止力の中におきましては大きな位置を占めない、こうしたことにはならないでございまして、私は非常にこれは大きな力になるといふうに考へておるわけでござります。

○福葉誠一君 これ以上そのところを質問していくとあなた方のペースになつてしまふといけないから、こつも用心しますがね。

○福葉誠一君 いまの局地戦といふうのものは、自衛隊とか、局地戦における抑止力といふものは、自衛隊との力の割合はどの程度になつていいのですか。核じゃないですよ、核の問題には関

係ないのだから。いまのは局地戦でしょ。局地戦に対する抑止力といふものは自衛隊とアメリカ軍との両方でやるというのでしょ。そろすると、どちらがどの程度のウエートを持っていることに

なるのですか。

○國務大臣(増田甲子七君) その局地的侵略の態様にもよりまするが、核がないと仮定いたしますね、そういう点でございますが、核がないといふ前提に立ちますと、やはり局地戦の中の小規模のことをものは、安保条約第五条が働くことは明瞭でござりまするが、日本の実力部隊がある程度その存在の意義を果たさなくてはいけないと、こう考へております。

あと一つ一つの例は、一つ一つ御提示になれば、具体的に防衛局長その他からお答え申し上げることですよ。これは安保条約で補完し合うにしてあるのかと、こう聞いているわけですよ。質問の意味、わかりますか。わからぬかな。わからなければ、もう少し説明しますがね。いま自衛隊は欠員あるわけでしょう、二万近くね。二万近い欠員があるというものが現状ですね。現状でも何でしょう、安保条約といふ力をかりてか何かで、外國に対する局地戦を起させないために抑止力になつてゐるかどうかといふのですよ。そういうことを聞いているわけです。

○福葉誠一君 いまの局地戦といふものは、核がないことを前提としているというお話をしたね。それと、核のあるものと核のないものとのぎりぎりのところにまで高まつてきた局地戦といふもの、当然考えられてくるのじゃないですか。ある程度の核が使われる局地戦といふことも考慮されるのですか。そこはどういうふうになつていいのですか。

○國務大臣(増田甲子七君) 先ほどの福葉さんの御質問が、核がないといふ場合の局地戦においてということで、前提をあなたのほうでおつくりになつての私に対する御質問でござりまするから、その御質問に対しても先ほどの答弁でよろしいと思つたのです。

○福葉誠一君 それから、局地戦で核があるといふうなことを思つたのです。そこで、いま私もそのところを質問しておきますけれども、まだ欠員がございまするから、順次充員してまいらないとなかなか抑止力としても不十分であると考えておるわけでござりますが、しかしある程度の抑止力になつてゐることは事実でござります。しかし、欠員が補てんされ定員が増加されないと不十分である、こういうこと

を相手方が使うことを——核の大きさとかなんとかいろいろあると思いますけれども、そういうふうなものも考へておるのですか。防衛廳としては、そうして、それに対する対策を立てているわけなんですか。

○國務大臣(増田甲子七君) 私どもは、局地戦といふときには、核を実は考へておりませんが。

○福葉誠一君 いないわけでしょ。

○國務大臣(増田甲子七君) なあ、防衛局長以下で私の發言が違つておれば訂正させますが、普通局地戦といえば、核を使う全面戦争に対応するものであつて、局地戦といえば核を使わないんじゃないですか。こう考へておるわけでござります。

○福葉誠一君 何か私の聞き違いかもわからぬけれども、いま私もそういうふうに初めから思つておつたわけです。ところが、いまの増田さんのお話を聞くと、何か局地戦で核を使う場合もあり得るようになりますと聞いたのですが、私の聞き違いかな。そういうふうなことも考へて防衛廳としては対策を練つておるといふふうにちよつと聞いています。

○福葉誠一君 何か私の聞き違いですか。だから、局地戦の場合は、ぎりぎりのところまで行つても核を使うことはないんだ、あり得ないんだといふうにいまちよつと聞いています。

○福葉誠一君 おことはお返しますが、最初に、核を使わない局地戦と仮定してと言つて、あなたが局地戦に二種類あるような御質問だったのです、ほんとうは。私のとり違ひだつたら私が訂正いたしますが、核を使わない局地戦といふようなことは通常言わんじやないか。核を使わぬ場合には、全面戦争といふよりなことにおそらく言はんじやないかと思つております。そこで、核を使わぬ通常兵器による局地戦と——これは二つ条件がありますが、局地戦といふは核を使わぬことであるといふうに、私はわざとでござりますからまあしろうとの的な答弁をいたしますが、なお専門的に、ことばが違つておりましたならば、防衛局長から補足させます。

○福葉誠一君 それじゃ、時間がきようはもう少

しということですか。お尋ねするのは、そうすると、局地戦というの、従来は、ある年月を日本が——日本というか、自衛隊ががんばっていると、そしてあとほどこかアメリカから何か来て助けてくれるのだというような答弁がよくあります。一ヶ月間持ちこたえればいいじょうぶなんだといふような答弁がありましたが、よく前には。いまでもそういうこともあるのです。局地戦の態様というものも相当変化をしてきているのじやないかと思いますけれどもね。一ヶ月間なら一ヶ月間持ちこたえれば、あとは安保条約でアメリカが助けてくれるという考え方できているのですか、そこはどうなんですか。何かそんなような答弁が從来ありましたね。

○國務大臣(増田甲子七君) 倘略に対処するやうな方を、一応戦争といふことを使わしていただ

と仮定いたします。最初の直接侵略に対する戦争

というようなものは、もう直接侵略があれば直ちに安保条約五条が発動するわけですから、ですか

らある程度こちらが独力でやっておいて、その次は頼むだなんということは、それは少し気のきき過ぎた箇の抜けた答弁でございまして、将来そん

なことがあつたならば、もう日米双方が、日本の施政権下において日米双方に対する攻撃があつた場合には、自国に対する攻撃と認めて、おのおの

の国の憲法、法律にのつとて防衛について対処すると、この第五条といふものは直ちに発動する

と私は考えております。

○稲葉誠一君 第五条の発動の問題は、議論があ

るところですね。攻撃があつてから発動するのか。だけれども、あなたのほうのいろいろな防衛計画のやり方を見ると、攻撃がある前に五条が発動するような、そういうような資料なんか相当あ

るのじやないですか。これは戦争になつてくるのだから、攻撃を受けてから発動するというので

はなくして、攻撃起きそうになつたら発動してやろ

ぼくらが疑問に思ひますのは、一体そういうふう

になりますと、安保条約といふものを全面的に

もう大前提としての話ですね、どうもその話は、そ

うすると、まあ一応安保の期限が七〇年に切れる

と、これは条約上の問題はありますけれども。

いふふうに考えていまおられるわけですか。

○國務大臣(増田甲子七君) 防衛庁のことは、防

衛庁長官が責任を持っておりますから、防衛庁

長官という意味において答弁いたします。これは

総理大臣が、日米安保条約は、昭和三十二年の閣

議決定にも「日米安保体制のもと」と、こう書い

てある。「日米安保体制のもと」——この閣議決

定は、他の閣議決定をもつてしてでなければ、あ

なた御承知のとおりに、改正できないわけござ

ります。現在も有効に存続いたしております。そ

れから、ある程度の安定といふことが、これは国

際間においては必要でございまして、これは平和

においても、また侵略に対処する場合も、同様

でござります。そこで、一九七〇年以後どうなる

か。われわれといたしましては、総理大臣が、そ

の条約の存続のしかた等については、まだ三年あ

るから検討しておるけれども、安定したものにお

いて安保体制を考えていかなくてはならない

これは長期固定化といふことをを使いましたけれ

ども、最近は安定した日米安保体制といふもので

考えていかなくてはならぬということです、総理大

臣は答弁いたしております。私もそのとおりでござ

ります。

○稲葉誠一君 そうすると、防衛庁としては、この

安保体制の安定といふことですね、安定といふこと

とがともにおさず長期固定化ということにつな

がるものだと、こういうふうにお考えになつて

いるのじやないですか。これは段階で

○國務大臣(増田甲子七君) 総理大臣が長期固定

化といふことを使われたこともございます。こ

れは速記録に載つておりますから。しかし、最近

は、安定した日米安保体制のもとにおいてわが自

衛を考えなくてはならない。しかしながら、日米

安保条約の扱い方は、まだ三年あるから、その三

年

間

に

ふ

う

に

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

え

て

お

考

ございまして、日米安保条約だけが世界に存在する安保条約ではないということをあらゆる機会において私は声を大にして申し上げておりますが、この機会においてもあなたに申し上げるのは、ほんとうはあなたは必要以上に知つていらっしゃいますから、日米安保条約だけが全世界に存在する安保条約ではないということをこの際あなたに對するお答えとしては恐縮かもしませんが、申し上げておきます。

そこで、安保体制のもとにおける日本は、利益と害と——害といふものも考えられないわけじゃございませんでしようが、私は、利益といふものほどはるかに大である。日本が一億国民の生命、身体、財産、福祉といふものを守る根本のものは憲法であり、それから日米安保体制である。こう考えておる次第でございます。

○福葉誠一君 この議論は、いずれにしてもまだまだ日にちが早いかもわからないので、いすれゆつくり出てこなければならぬ議論だと思いますが、いま言われた中で、あげ足をとるよりで恐縮ですけれども、安保体制で害がないわけじやない、安保体制で。さあ、そうすると、どういう点が害というか、マイナスとして考えられるのでしょうか。

○国務大臣(増田甲子七君) まだ害ということはあんまり考えたことはございません。害がないわけではない、絶対にないというわけではございませんでしようが、ということを言つただけでございまして、日米安保条約破棄なんて言って、ほんとうに内容をよくわからない人々が相当の政治運動、社会運動を起こしているなんということはこれは害の一つではないか、もう少し啓蒙したいものでありますと私は考えております。

○福葉誠一君 そういう答弁が出てくるなら、これは私どものほうも考え方を知らないですね。ちょっと調子に乗り過ぎているのじゃないのですか、ちょっとこつちが、あれですね、あんまりあれしゃ悪いと思って言わなかつたことが出ると、いうと、つけ上がると言ふことばが悪いかもし

れませんけれども、どうも少し調子に乗り過ぎて、いるというような感じがいたしますね。あなたがそういう答弁をするなら、ぼくのほうでも意地の悪い質問といふものをせざるを得なくなつてきます。〔これ以上」と呼ぶ者あり〕これ以上と言ふのは、別に、紳士的にやつてあるのだから……。

それではもう少しだが、お尋ねしていきますが、治安出動に関連をして、その訓練ですね、これはどの程度やつてあるのですか。

○政府委員(中井亮一君) 治安行動に對処するための訓練いたしまして、学校等の基本教育ではそれそれ必要な法規類の勉強をさせておりますし、また、部隊等の場合には、各種使います資材の用法であるとか、制圧等をする場合のいろいろの場合の訓練といふのは、具体的にどういふことをやつておるのですか。

○福葉誠一君 具体的に申しまして、学校等の場合は、治安行動に關連のあるいろいろな法規類がござりますので、そういう法規類の解説をするといふようなことがその中心でございますが、部隊でやる場合には、小さい単位の班の程度の訓練から、小隊、中隊といふように逐一訓練をやつておるわけですが、たとえば、必要な場合に重要な物件とか施設等、あるいは人物等の警護に当たることがござります。そういう場合の警護のしかたについての基本的な行動をどういうふうにやるかということを訓練をしておるわけでござります。

○福葉誠一君 そういうのはどこに書いてあるのかよくどどろがあるでしよう。何かあるでなければならないような場合には、銃を撃たないで、かまえた銃の形でどういふふうに相手の勢力に相対するかといふなこと、そういうような銃のかまえ方といふようなものももちろん訓練するわけでございます。

○福葉誠一君 そういうのはどこに書いてあるのかよくどどろがあるでしよう。何かあるでなければならないような場合には、銃を撃たないで、かまえた銃の形でどういふふうに相手の勢力に相対するかといふなこと、そういうような銃のかまえ方といふようなものももちろん訓練するわけでございます。

○福葉誠一君 国内の治安に対する問題としましては、すでに警察予備隊以来各部隊でいろいろ訓練を続けておりますので、それそれが必要なような訓練成績というものをお互いに積み重ねながらそういうものをやつておるわけでござります。

○福葉誠一君 これはあなた、体験を重ねているというだけでしよう。そうじやなくて、一つのよりどころがあるでしよう。昔の操典みたいなものがあるならあるし、ないならいいで答弁してください。

○福葉誠一君 そんな言つておるところをやつておるに、もつと具体的に話してください。

○政府委員(中井亮一君) たとえば、部隊の場合のことだと思いますけれども、そういう場合に、ある一定の施設を警護をしなければならないといふ

ういう場合に、この施設をどういふふうに、たとえば周囲に一種の鉄条網的なものを並べて配置をして、その施設の警固をするかといふふうなことを個々に訓練をするわけでございます。

○福葉誠一君 鉄条網を張るだけのことでしょうか。もつとあるでしよう。訓練は、そんなこと

は、先ほど草案といふことにばら出ましたけれども、まだきまつたものはございません。

○福葉誠一君 きまつたものはございません。場合にはこういふうにするんだといふふうなことを書いた一つの資料といふふうなものがあるわけでしよう。それに基づいてやつておるのですから、そういう類のものはございません。

○政府委員(中井亮一君) 今までの成果を積み重ねて、いろいろな各種の訓練上必要な資料のようものは、お互に部隊の必要に応じてやつておるわけでござりますから、そういう類のものはございません。

○福葉誠一君 これはどういふ資料があるの。

○政府委員(中井亮一君) 私先ほど御答弁申し上げましたように、鉄条網にいたしましても、その資材、そういう資材の使い方といふふうなもの、あるいは銃にしましても、銃の使い方といふふうなものは、そういう類の個々のものについての用法といふふうのものはあるといふことでござります。

○福葉誠一君 だから、そういうようなものはどんなものがあるの。例をあげて、いま二つくらいあげたでしよう、あなたのお話をもつと一ぱいあります。例をあげてごらんなさい。

○政府委員(中井亮一君) 訓練に、そういう意味で必要な、個々の事態に對処するような性質のあるいは資材とか用法といふふうのものについての、そういう使い方についてのものは、もちろん

小銃だけではなくて、いまの鉄条網にしましても、あるわけでござりますが、これは平素自衛隊が使つておる類のものでござります。

○福葉誠一君 だから、どういふ資料があるんですかと聞いておる。一ぱいあるんじやないで

か。人殺しの場合の、あるんでしょう、こういうふうにして殺すんだというのがあるのじゃないか。

○政府委員(中井亮一君) 治安行動は、御承知のようには、国民が対象でございますので、自衛隊といたしましては、できる限り必要最小限の力を使うように、いろいろな場合にお互いに訓練をし合っているということです。

○福葉誠一君 必要最小限の力を使うというのは具体的にどういうことですか。その場合の訓練といふのは具体的にどういう訓練ですか、例をあげて説明してごらんなさいよ。鉄条網はわかつた。

○政府委員(中井亮一君) たとえば警察行動を応援する場合に行くことが多いわけでござりますが、拡声機で相手側に呼びかけるようなことをやるとか、あるいはこれも同じようなことでございますが、できる限り証拠をそろえなければなりませんから、証拠になるような写真をとるといふようなことをお互いに研究するというふうなことはござります。

○福葉誠一君 証拠になる写真をどうやってとるの。どこのそういう法律があるの。

○政府委員(中井亮一君) 警察の支援行動として活動したり、あるいはやむを得ないで動く場合にも、国内の治安に因縁した行動でございますから、これは普通の防衛出動における対敵行動であるといふような形のものではなかった。國民として、相対するといふようなことのために出てくるいろいろな問題であるといふことがあります。

○福葉誠一君 そんなことは聞いていない。人の写真をとつてもいいといふようなことはどこに根拠があるのか。どこの書いてある。

○政府委員(中井亮一君) 刑事訴訟法で証拠をそろえるといふのは、犯罪があつたときです。犯罪がないのに、どうやって人の写真をとれるんですか。

○政府委員(中井亮一君) 先ほどどういふことをやるかとおっしゃられたから、そういうことも最後の場合にはあるという意味で私は申し上げたわけであります。

○福葉誠一君 だから、人の写真をとつてもいいときの場合はどこに根拠があるのか、条文を持ってきて説明してごらんなさい。

○政府委員(中井亮一君) 警察の平素やる行動と同じような立場でございます。

○福葉誠一君 そんなことを聞いていないですよ。どこに根拠があるのかと聞いているんですね。答えてごらんなさい。——あなたに聞いていない。教育局長に聞いているんだから。

○政府委員(海原治君) 法律関係ですから私からの整理とかいろいろな目的もござりますけれども、当然そこで一種の秩序破壊行為が出来ますから、その場合には、先生おっしゃるところ、私たちの警務官も警務官補もおります。それらには司法

警察職員——司法警察官、司法警察員としての権限が与えられております。そういう者が、先ほど申しましたとまどな証拠保全のため写真の撮影、これは当然あり得ると思います。そのことを先ほどお答えしたわけでございます。

○福葉誠一君 いまのは議論のあるところです。証拠保全たって、單なる証拠保全でとれる写真の範囲といふのは限定されているのです。そんなん特定の人を、犯罪でもないのに特定の人をとる写真なんといふのは、これは違法なんですよ。

○北村鶴君 農林省の設置法のいろいろな今度の改正点の問題については、食糧庁の次長並びに水産庁関係の試験研究機関の整備等あるわけであります。そのため従来農林省は一番行政機構の改革等の問題について多くの問題を調査申等においても指摘せられているところでござりますが、その中で従来農林省は

ほうち質問の態度を変えますわ。変えますよ。これはぼくはできるだけ紳士的に、これはもつと突つめるところもあるのだけれども、あまり外交・防衛の問題になるから、こちととしては悪いと思つて遠慮しているのですよ。ああいう答弁するのだったら、ぼくのほうも絶対承知しないです。

○政府委員(中井亮一君) 先ほどどういふことをやったでもゆづくりりますがね。あしたやるときの質問は、きょうの質問の態度のときとちょっと違いますよ。態度を変えますよ、質問に対してもうことを言つちゃ悪いけれども。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。

【速記中止】  
○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。

午後四時十一分休憩

午後四時四十三分開会  
○委員長(豊田雅孝君) 委員会を再開いたしました。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き本案の質疑を続行いたします。農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

のが大きく取り上げられているわけであります。したがつて、お伺いいたしたいのは、農林省関係の新しい行政需要に対する組織機構の整備という問題点に対してもどのように対処されておるか、また検討されておるか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

○國務大臣(倉石忠雄君) 農林省は、いま御指摘のように、農林省の機構、それから農林関係の公団、事業団等、臨時行政調査会からもいろいろ勧告等を受けておるわけありますが、それらにつきまして政府の基本的態度は、臨調の答申並びに行政管理庁の意見についてはできるだけこれを尊重してできる限り実施に移したい、こういうつもりで対処するため研究をいたしておるのであります。私も部内で見ますといふと、ただいまあります機構、それからまた、いま申しました公団、事業団等は、やはりその当初設立をいたしました当時の事情は、あるいは若干の変化を見ておるのもありますけれども、それぞのその存在理由と価値がありまして存在いたしておるわけあります。しかし、たとえば統計調査について、こういうことについてはその当初設立されました当時のいわゆる作報といふようなものを念頭に置いて、いま非常に農業統計が複雑化してきておるときの、それに対応して活動いたしておる統計事務について、かなりややこしい問題の一つには流通機構の改革等もございます。ところが、一般的に申しまして、たとえば統計調査について、こういうことについてはその当初設立されました当時のいわゆる作報といふようなものを念頭に置いて、いま非常に農業統計が複雑化してきておるときの、それに対応して活動いたしておる統計事務について、若干の理解不足等もあるのではないか。流通機構の改善をいたしますには、その基礎となるものは統計でござりますので、そういう点について、もちろん人員の配置転換並びに合理的な運営には努力をいたしてまいりますが、そういう点についていま一例を申したのであります。

が、なあ、これからも行政管理庁等とも協議をして、もちろん人員の配置転換並びに合理的な運営には努力をいたしてまいりますが、そういう点についていま一例を申したのであります。

が、なあ、これからも行政管理庁等とも協議をして、特に新しい行政需要に対する組織機構の整備ということが臨調答申においても指摘されておりまことに、公団、事業団等にも同じような趣旨で対処いたしてまいりたい、こう思つております。それは、一つには流通機構の整備といふも

፩፻፭፻

○北村暢君　ただいまの臨調答申の大きく問題にされている公社・公団・事業団等の問題、特殊法の人等の問題については、きょうは時間の関係でやつておられませんので、後ほどお伺いたします。

○政府委員(大和田啓氣君) 地方の農政局におきまして、流通関係を担当いたしております課は経済課でございます。経済課で全体的な仕事をやつておるわけでございますが、私どもの関係で、重要な問題につきましては、わりあい中央できめなければならぬような性格のものが多いわけでござりますので、地方農政局に一へんに権限をおろすというふうにはなかなかまいらないわけでござりますけれども、気持ちといたしましては、あるいは方針といたしましては、だんだんに地方農政局にも権限をおろしてまいるほうがいいのではないかといふ気持で行政をいたしております。

○北村暢君 そういう機構そのものについての問題は、後日、地方農政局問題について詳しく質問することにしておりますから、きょうは時間の関係からいたしまして、この流通機構の問題と関連して、いま問題になつてゐる流通関係の諸問題に

ございますが、ただいまの時点におきましての私たちの取り扱いについて御説明いたしますと、卸売り人、特に中小都市における卸売り人の数につきましては、できるならば単数であることが望ましいのではないかと考え方を捨ててはおりません。それは、卸売り人が中小都市におきまして複数で乱立をいたしますと、経営がはなはだしく不健全になる可能性がございます。経営が不健全になりますと、集荷能力が落ちまして、その地帯において生鮮食料品の荷さばきが十分に行なわれないということをございますし、出荷者に対する迷惑を及ぼす可能性も出てまいるわけでござりますから、集荷力を強めて、その地帯における生鮮食料品の需給を満足させるということと、出荷者に安心感を与えるという意味で、私ども、できるならば単数であることが望ましいというふうに思っています。また、単数になりましたの場合でも、当然都市同士の卸売り人の集荷の争い、競争がございま

も、地元の意向あるいは地元の実態から言って、  
単数であるよりは複数であることがいいのではな  
いかという判断で、青果、水産についてそれぞれ  
二社で出発をいたした経過もございまして、これ  
は当然公正取引委員会の意向もございましたけれ  
ども、それよりも、私どもとして考えましたこと  
は、地元の意向なり、あるいは地元の商売の模様  
が、それでいいかどうかということが大きな判断  
でございます。金沢の問題につきましても、もう  
すでに十回ほど審判が行なわれまして、私がい  
ま申し上げましたようなことを農林省からも参考  
意見としては申し上げておるわけでございます。  
私ども、今後の卸売り人の取り扱いにつきまし  
ては、たゞいま申し上げましたように、できるな  
らば、中小都市においては単数であることが望ま  
しいけれども、しかし、それはいろいろな事情を  
判断して、硬直的な態度で何が何でも単数という  
ふうには考えない。これはもう現実の事態に即し

れを公取のほうからもの言いで複数に変わつた  
というのですから、やはり今後における農林省の方針としては、ここら辺で私は検討し直すべきじゃないか、このように思うのですが、複数といつては、乱立するような複数はいかぬです。これはしたがつて二社もしくは三社、地方であれば二社もしくは三社までいつたらあれだけれども、二社もしくは三社といふ少數の複数制をとる。これは現実的に競争をやらしたはうがかかるつていい。乱立して、五社も六社も入るというなら、これは乱立になりますけれども、そうじやなしに、二社もしくは三社といふ少數の複数制をとる。これは現実的にそういうようになつてゐるのじやないですか、どうですか。

*Journal of Health Politics, Policy and Law*, Vol. 35, No. 4, December 2010  
DOI 10.1215/03616878-35-4 © 2010 by The University of Chicago

この流通機構の整備というのは、いま大臣の考  
え方はわかりましたけれども、実際には今度の設  
置法等においても出てきておりません。御存じの  
ように、いま大臣おっしゃいましたように、統計  
事務所の機構というものを整理縮小して、流通機  
構の新しい行政需要の方向に向けるべきだといふ  
答申があるわけです。それについても後ほど詳し  
くお伺いしたいんですが、まず流通問題に  
対する地方農政局等における行政を担当しておる  
部課というものが、これだけ問題になつておつ  
てほんどのない状態です。こういう点についておわ  
かりになつておられるのかどうなのか。地方農政  
局において、流通部門の行政を担当する部課とい  
うものがあるのかないのか。この点について、経

り、今日問題となつてゐるようであります。今、金沢はすでに青果のほうは単数で発足したのでありますけれども、公取から指摘をさせられて、これを複数制にせよといふことが出でているようであつります。したがつて、この金沢の問題について、農林省はいかように対処せられるか。それから、有松の新しく設置せられる中央卸売市場は単数で導導をしたが、実際には公取の意見もあり、複数で発足をいたしております。したがつて、今後設けられる中央卸売市場の卸売り人の単複問題について、農林省は一体どのような方針で望むのか。この点をひひとつ説明していただきたいと思います。

ればいかぬというふうな硬直的な態度はとつてお  
りません。これは昨年の例で、いま御指摘になりました金沢では、水産、青果について単数で出発いたしましたことは、私どもそれが望ましいといふことを考えたばかりではなしに、地元が単数で固まつていて、それでやりたいという希望が強かつたことがございます。それから、ことしにな  
りまして開場いたしました高松は、私ども当初は単数が望ましいというふうに思いましたけれども、その後の地元の事情から、なかなか単数では無理であろう——これは一般的に申し上げまし  
て、単数では場内に収容する卸売り人の数が限定されて、なかなか全品が卸売り市場に入つてこないという問題が一つあるわけござりますから、

ども、公取から意見があつて、そしてまたやり直した。でありますから、これは中央卸売市場競争のできるところ、ある地方の集散地的な中央卸売市場、その立地条件によつて違つわけですねけれども、やはり単数ということは独占の弊害が必ず出てくるのでありますから、私は、公営化が強くならなければ、単数化をやれば単数の弊害が出てくる、独占の弊害が出てくる、それよりもやはり複数制をとつたほうがいいのじやないかといふ公取の意見でありますけれども、今後そういう方向になるのじやないでしようか、どうなんですか。これからもずっと豊林省は、地元の意思とか、意思でないとかいうのは、皆さんは単数ということで強引に単数の指導をやるのですよ。それ

፩፭

から、私ども、一般的の営業に比べて、独占禁

レキシコン。レキシコンは、語彙を収録した辞書である。

止の問題は、卸売り人についてはよほど違った局面があろうというふうに思うわけでございます。ただ、私ども、いま申し上げたような事情で、单数であることが望ましいけれども、それは無理に地元の意向を無視して、何が何でも单数でなければいかぬというふうな硬直的な態度はとつておられません。これは昨年の例で、いま御指摘になりました金沢では、水産、青果について单数で出発いたしましたことは、私どももそれが望ましいということを考えたばかりではなしに、地元が单数で固まつていて、それでやりたいという希望が強かったことがあります。それから、ことしになつて、いまして開場いたしました高松は、私ども当初は单数が望ましいというふうに思いましたけれども、その後の地元の事情から、なかなか单数では無理であろう——これは一般的に申し上げまして、单数では場内に収容する卸売り人の数が限られて、单数では場外に運搬されるわけですから、高松の場合も单数であることが望ましいけれども、地元の意向あるいは地元の実態から言って、单数であるよりは複数であることがいいのではないかといふ判断で、青果、水産についてそれぞれ二社で出発をいたした経過もございまして、これは当然公正取引委員会の意向もございましたけれども、それよりも、私どもとして考えましたことは、地元の意向なり、あるいは地元の商売の模様が、それでいかどうかということが大きな判断でございます。金沢の問題につきましても、もうすでに十回ほど審判が行なわれまして、私がいま申し上げましたようなことを農林省からも参考意見としては申し上げておるわけでございます。私ども、今後の卸売り人の取り扱いにつきましては、ただいま申し上げましたように、できるならば、中小都市においては单数であることが望ましいけれども、しかし、それはいろいろな事情を判断して、硬直的な態度で何が何でも单数というふうには考えない。これはもう現実の事態に即し

数が望ましいけれども、それはいま先生が御指摘になりましたように、その都市がどういう都市をまわりに持つかということも一つの問題点でございますし、それから事業量の問題もございます。二つ三つあって、三つあってはとてもやりきれないといふところが現実にあることと事実でござります。

さらだ、単数にするために、中央卸売市場に収容できない業者が脱落してくる、ということ、あまり好ましくございません。そういうことを勘案して、現実に即してきめていたのでござります。

私ども、単数が望ましいであろうけれども、單数を無理押して、中央卸売市場ができる場合に卸売り人は一つでやつてくれというような話は、現在のところいたしておりません。

○北村暢君 具体的な例で恩縮ですが、最近東京の周辺地域に中央卸売市場ができるようになりますが、それの荷受け人の収容の問題について、現在の中央卸売市場の支店的なもので行なうのか、周辺地市場における私設の荷受け業者等をも含めて収容されるのか、この点についての方針をひとつ承てておきたい。

○政府委員(大和田啓氣君) 私ども、周辺地域として大きなものとしては、将来、大井があると思います。もう少し規模の小さいものとしては、杉並、練馬あるいは世田谷、板橋等々、現実に市場の建設にかかっているものもございます。ただ、卸売り人をどういう形で収容するか、いまのある十分突き詰めて判断をいたしていくつもりであります。

○北村暢君 これはやはり原則としては、私は中央卸売市場ができるは類似市場ができることになります、残しておけば類似市場ができることになりますから、それはやはり類似市場を解消することのほうが望ましい。それで適正な流通機構というも

のが整備せられていく、そのように考えますので、まだ方針がきまつてないということでありますから、新設の卸売り市場は、やはり從来の周辺地市場といふようなものとなるべく吸収をしていくことが望ましい。このように思いますので、今後の方針としてひとつ取り入れていただきよろしくお願いをいたしておきます。

それから次に、転送の問題については、行政管理が行政監察を行なつておりますので、これについては、集散地市場的な色彩のあるところは転送問題が出てくるわけなんですか? それはやはり輸送の経費等の点を考えますと、一度東京に入って、それからまた交通困難なところを外へ出ていくと、ることは、輸送の経費からいつても、混雑の点からいっても不合理であることはもう間違いないわけですね。それからまた公正取引の面からいっても望ましくない。合理的な解決の方法を、措置を考えるべきである、こういうふうな行政管理の監査報告が出ておりますが、農林省としてはいかよんに対処いたしますか。

○政府委員(大和田啓氣君) 転送の問題は、確かに一つは荷受け人の信用の問題で、もう一つは大きいための問題で、どちらしても大きいための問題であります。同時に、いま御指摘になりましたよろしくないことは事実であります。私は、従来農林中金等の融資等も考慮されたようでありますけれども、特に仲買い人の大型化による合理化をやろうと、この点お伺いいたしました。私は、仲買い人の法人化、大型化による合理化をやろうと、この点お伺いしますけれども、この指導だけでは私はなかなかうまくいかないと思うのです。したがつて、実際に転送業資金なり、あるいは転業する者の負債整理なり、そういう資金面のめんどうを見てやらないといふと、仲買いの大型化、合理化といつておられますけれども、この指導だけでは私はな

いところへ荷物が集まつてくるといふことがござりますし、同時に、いま御指摘になりましたよろしくないことは事実であります。私は、従来農林中金等の融資等も考慮されたようでありますけれども、特に仲買い人の法人化、大型化による合理化をやろうと、この点お伺いしますけれども、この指導だけでは私はな

いところへ荷物が集まつてくるといふことがござりますし、同時に、いま御指摘になりましたよろしくないことは事実であります。私は、従来農林中金等の融資等も考慮されたようでありますけれども、特に仲買い人の法人化、大型化による合理化をやろうと、この点お伺いしますけれども、この指導だけでは私はな

いところへ荷物が集まつてくるといふことがござりますし、同時に、いま御指摘になりましたよろしくないことは事実であります。私は、従来農林中金等の融資等も考慮されたようでありますけれども、特に仲買い人の法人化、大型化による合理化をやろうと、この点お伺いしますけれども、この指導だけでは私はな

いところへ荷物が集まつてくるといふことがござりますし、同時に、いま御指摘になりましたよろしくないことは事実であります。私は、従来農林中金等の融資等も考慮されたようでありますけれども、特に仲買い人の法人化、大型化による合理化をやろうと、この点お伺いしますけれども、この指導だけでは私はな









請願者 横浜市西区中央一ノ三一ノ六 永田稔外二十二名	紹介議員 佐藤 一郎君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二五二二号 昭和四十二年六月二十九日受理	紹介議員 山本茂一郎君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 新潟県中頸城郡板倉町国川七三〇	長嶺治衛	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二五二三号 昭和四十二年六月二十九日受理	紹介議員 山本多一	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 青森県弘前市大字小比内川先二〇一ノ三 石岡道政外二十四名	紹介議員 笹森 順造君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二五二四号 昭和四十二年六月二十九日受理	旧軍人恩給に関する請願	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 京都府竹野郡丹後町 中江栄一外	紹介議員 林田悠紀夫君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第三五二五号 昭和四十二年六月二十九日受理	紹介議員 林田悠紀夫君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 三重県桑名郡多度町大字美鹿石川伝一外二名	紹介議員 井野 碩哉君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二五六号 昭和四十二年六月二十九日受理	紹介議員 小柳 敦衛君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 新潟県北蒲原郡安田町保田 長谷	川礼四郎	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二六三六号 昭和四十二年六月三十日受理	紹介議員 小柳 敦衛君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 茨城県新治郡八郷町根小屋 島田正稔外六名	紹介議員 郡 祐一君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二六四一号 昭和四十二年六月三十日受理	紹介議員 郡 祐一君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 茨城県新治郡八郷町根小屋 島田正稔外六名	紹介議員 川礼四郎	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二六三七号 昭和四十二年六月三十日受理	紹介議員 小柳 敦衛君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 栃木県那須郡黒羽町大字兩郷一、四二一蓮寒武雄外三名	紹介議員 植竹 春彦君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二五六六号 昭和四十二年六月二十九日受理	紹介議員 郡 祐一君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 岡山県浅口郡鴨方町大字六条院西一、五五五ノ二 無川忠勝外五十名	紹介議員 木勇外三名	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二六四三号 昭和四十二年六月三十日受理	紹介議員 林田正治君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 熊本県天草郡有明町大字赤崎 黒政吉	紹介議員 近藤 鶴代君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二六三三号 昭和四十二年六月三十日受理	紹介議員 林田 正治君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 石川県金沢市丸ノ内四ノ八 平桜	政吉	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二六三九号 昭和四十二年六月三十日受理	紹介議員 林屋龜次郎君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 千葉県東金市三ヶ尻三一五ノ一	佐賀県伊万里市大川町川原五、七二八 池田為造外四名	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二六三四号 昭和四十二年六月三十日受理	紹介議員 小沢久太郎君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 千葉県東金市三ヶ尻三一五ノ一	杉原 荘太君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二六四〇号 昭和四十二年六月三十日受理	紹介議員 沢田 一精君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 熊本県菊池郡旭志村 山田幸人外五十一名	紹介議員 平島 敏夫君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二六四五号 昭和四十二年六月三十日受理	紹介議員 林田悠紀夫君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 京都市左京区田中上玄京町三五狩野勲	紹介議員 沢田 一精君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二六三五号 昭和四十二年六月三十日受理	紹介議員 沢田 一精君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 京都市左京区田中上玄京町三五狩野勲	紹介議員 沢田 一精君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二六四一号 昭和四十二年六月三十日受理	紹介議員 沢田 一精君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 茨城県新治郡八郷町根小屋 島田正稔外六名	紹介議員 平島 敏夫君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二六四二号 昭和四十二年六月三十日受理	紹介議員 温水 三郎君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 宮崎県北諸方郡山田町大字山田九三三 谷口兼平外一名	紹介議員 平島 敏夫君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二六四三号 昭和四十二年六月三十日受理	紹介議員 温水 三郎君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 島根県仁多郡仁多町大字上三所	紹介議員 林田悠紀夫君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二六四四号 昭和四十二年六月三十日受理	紹介議員 吉岡義信	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 島根県仁多郡仁多町大字祝園小字島の前一六京都府軍恩連盟精華町	紹介議員 林田悠紀夫君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二六四五号 昭和四十二年六月三十日受理	紹介議員 吉岡義信	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
請願者 新潟県佐渡郡真野町軍恩連盟佐渡	紹介議員 小柳 牧衛君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。
第二六四六号 昭和四十二年六月三十日受理	紹介議員 川村 勝也君	旧軍人恩給に関する請願 この請願の趣旨は、第一一二三三号と同じである。

第二八〇二号 昭和四十二年七月一日受理 旧軍人恩給に関する請願(一通) 請願者 石川県金沢市玉川町一〇〇一六 玉田善仁外一人	紹介議員 林屋龜次郎君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第二八〇三号 昭和四十二年七月一日受理 旧軍人恩給に関する請願(二通) 請願者 岩手県釜石市港町一ノ二〇〇光水産 株式会社内岩手県軍恩連盟釜石市	紹介議員 林屋龜次郎君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第二八〇九号 昭和四十二年七月三日受理 旧軍人恩給に関する請願 請願者 千葉三郎外一名 連合会内	紹介議員 谷村 貞治君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第二八九〇号 昭和四十二年七月三日受理 旧軍人恩給に関する請願 請願者 新潟県燕市大字八王子三、一四〇 川崎忠一	紹介議員 小柳 牧衛君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第二八九一号 昭和四十二年七月三日受理 旧軍人恩給に関する請願 請願者 群馬県高崎市中一、三三〇 三郎外二十九名	紹介議員 丸茂 重貞君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第二八九二号 昭和四十二年七月三日受理 旧軍人恩給に関する請願 請願者 三八〇二京都府 軍恩連盟宇治市連合支部内 柿本 貢一	紹介議員 追水 久常君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第二八九三号 昭和四十二年七月三日受理 旧軍人恩給に関する請願 請願者 木村 脇男君 紹介議員 林田悠紀夫君	紹介議員 小柳 牧衛君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第二八九四号 昭和四十二年七月三日受理 旧軍人恩給に関する請願 請願者 青森県下北郡大畑町字南町 長次郎外三名	紹介議員 津島 文治君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第二八九五号 昭和四十二年七月三日受理 旧軍人恩給に関する請願(七十五通) 請願者 群馬県藤岡市中一、三三〇 塙越 ○ 今村行雄外七十四名	紹介議員 丸茂 重貞君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第二八九六号 昭和四十二年七月三日受理 旧軍人恩給に関する請願 請願者 長野県東筑摩郡明科町大字中川手 六、八一二〇二六 竹内熱外四十 八名	紹介議員 追水 久常君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第二八九七号 昭和四十二年七月三日受理 旧軍人恩給に関する請願(二十八通) 請願者 岡山県津市上河原三六九 杉本 義一外二十七名	紹介議員 伊藤 五郎君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第二八九八号 昭和四十二年七月三日受理 旧軍人恩給に関する請願 請願者 長野県諏訪郡下諏訪町 津金道義 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。	紹介議員 伊藤 五郎君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第二八九九号 昭和四十二年七月三日受理 旧軍人恩給に関する請願 請願者 岩手県釜石市上河原三六九 杉本 義一外二十七名	紹介議員 伊藤 五郎君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第三〇一〇号 昭和四十二年七月四日受理 旧軍人恩給に関する請願 請願者 山形県村山市大字湯野沢二一一 石川善夫外九十一名	紹介議員 黒木 利克君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第三〇一一号 昭和四十二年七月四日受理 旧軍人恩給に関する請願 請願者 伊藤 五郎君 伊藤 五郎君 和田進 和田進	紹介議員 黒木 利克君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第三〇一二号 昭和四十二年七月四日受理 旧軍人恩給に関する請願 請願者 六六九軍恩連盟金砂郷村中利賀二、 三重県尾鷲市北浦町三ノ二 土井 信夫外三名	紹介議員 那祐一君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第三〇一三号 昭和四十二年七月四日受理 旧軍人恩給に関する請願 請願者 中村喜四郎君 中村喜四郎君 斎藤 昇君	紹介議員 那祐一君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第三〇一四号 昭和四十二年七月四日受理 旧軍人恩給に関する請願 請願者 新潟市中野山一六 倉茂周蔵 小柳 牧衛君	紹介議員 斎藤 昇君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第三〇一五号 昭和四十二年七月四日受理 旧軍人恩給に関する請願 請願者 烏取県倉吉市駄経寺一五三 遠藤 健治外十名	紹介議員 仲原 善一君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。
第三〇一六号 昭和四十二年七月四日受理 旧軍人恩給に関する請願 請願者 京都府亀岡市細屋町二六 閔一	紹介議員 仲原 善一君 この請願の趣旨は、第一二三三三号と同じである。

紹介議員 林田悠紀夫君  
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。

第三一四五号 昭和四十二年七月四日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 吉江 勝保君  
請願者 山梨県甲府市里吉町一、七七七

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一四五号 昭和四十二年七月四日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 吉江 勝保君  
請願者 米山藤政

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一四五号 昭和四十二年七月四日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 吉江 勝保君  
請願者 群馬県前橋市城東町四ノ二六ノ九

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一四五号 昭和四十二年七月四日受理  
旧軍人恩給に関する請願(八通)

紹介議員 吉江 勝保君  
請願者 群馬県前橋市城東町四ノ二六ノ九

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一五六号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 吉江 勝保君  
請願者 根岸永外七名

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一五六号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願(八通)

紹介議員 吉江 勝保君  
請願者 宮城県仙台市元茶畑一大塚万九

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一五六号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願(八通)

紹介議員 吉江 勝保君  
請願者 郎外百九十九名

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一五六号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 吉江 勝保君  
請願者 德島県三好郡山城町 中村勇

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一五六号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 吉江 勝保君  
請願者 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一五六号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 吉江 勝保君  
請願者 外二十九名

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一五六号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 吉江 勝保君  
請願者 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。

第三一六五号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願(十三通)

紹介議員 寺尾 豊君  
請願者 吉外十二名

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一六六号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願(五通)

紹介議員 滋賀県蒲生郡蒲生町市子川原五九  
請願者 五蒲生町軍恩連盟支部内 向井市

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一六七号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 奥村 悅造君  
請願者 長野県南佐久郡八千穂村大字畠

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一六七号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 小山邦太郎君  
請願者 三、九八七 笹崎源太郎

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一六八号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 任田 新治君  
請願者 石川県河北郡内灘町大根布 船本

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一六八号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 任田 新治君  
請願者 一、六、四 岡本中外一名

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一六九号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願(四通)

紹介議員 任田 新治君  
請願者 国久外一名

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一六九号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願(四通)

紹介議員 任田 新治君  
請願者 星野芳平外三名

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一六九号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 任田 新治君  
請願者 西村弘外二十七名

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。

第三一七〇号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 小柳 牧衛君  
請願者 新潟県南蒲原郡栄村大字中島 淡

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一七一号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 山崎 齐君  
請願者 西村清治

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一七二号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 郡 売一君  
請願者 高知県香美郡野市町兎田 一六四

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一七二号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 郡 売一君  
請願者 長野県塙尻市片丘 青木貞義外二

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一七三号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願(二通)

紹介議員 木内 四郎君  
請願者 木内 十三名

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一七三号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願(二通)

紹介議員 舟田 讓君  
請願者 一、六、四 岡本中外一名

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一七四号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願(二通)

紹介議員 舟田 让君  
請願者 一、六、四 岡本中外一名

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一七四号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願(二通)

紹介議員 舟田 让君  
請願者 長野県南安曇郡積高町柏原 伊神

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一七五号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願(二通)

紹介議員 舟田 让君  
請願者 木島 勲夫君

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。

第三一七六号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 太郎外二百三名  
請願者 京都府中郡大宮町宇明田 柿本茂

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一七七号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 林田悠紀夫君  
請願者 太郎外二百三名

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一七八号 昭和四十二年七月五日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 林田悠紀夫君  
請願者 太郎外二百三名

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一七九号 昭和四十二年七月六日受理  
旧軍人恩給に関する請願(二通)

紹介議員 太郎外二百三名  
請願者 千葉県香取郡多古町南並木三三七

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一七九号 昭和四十二年七月六日受理  
旧軍人恩給に関する請願(二通)

紹介議員 太郎外二百三名  
請願者 鎌田俊司外一名

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。  
第三一八〇号 昭和四十二年七月六日受理  
旧軍人恩給に関する請願

紹介議員 太郎外二百三名  
請願者 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。

請願者 高知県若川郡春野村弘岡中 近森	紹介議員 柴田 栄君	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
紹介議員 豊崎外三名	旧軍人恩給に関する請願	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	第三三五六号 昭和四十二年七月六日受理	旧軍人恩給に関する請願（四通）
旧軍人恩給に関する請願	第三三六一號 昭和四十二年七月六日受理	請願者 広島県山県郡芸北町大字東八幡原 一、四九八ノ七 児玉忠臣外三名
請願者 和歌山県日高郡日高町志賀五ノ八	保	紹介議員 中津井 真君
ノ一軍恩連盟日高町支部内 北垣		この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
紹介議員 玉置 和郎君		第三三六二号 昭和四十二年七月六日受理
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	旧軍人恩給に関する請願	旧軍人恩給に関する請願
第三三五七号 昭和四十二年七月六日受理	請願者 德島県美馬郡穴吹町穴吹岡ノ下四	請願者 和歌山県日高郡竜神村福井九五一
旧軍人恩給に関する請願（二通）	九ノ二 佐藤千久吾外一名	紹介議員 和田 鶴一君
請願者 三木與吉郎君	紹介議員 三木與吉郎君	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	第三三六三号 昭和四十二年七月六日受理
第三三五八号 昭和四十二年七月六日受理	旧軍人恩給に関する請願（九通）	旧軍人恩給に関する請願
請願者 高知県南国市大篠地区 溝瀬亀吾	紹介議員 塩見 劍二君	請願者 滋賀県栗太郡栗東町大字荒張栗東
紹介議員 外八名	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	紹介議員 奥村 悅造君
旧軍人恩給に関する請願	第三三五九号 昭和四十二年七月六日受理	町軍恩連盟内 三好潔
請願者 広島県因島市中庄町一、二六九	紹介議員 郡 祐一君	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
宮地憲治名七十四名	成真一郎	第三三六四号 昭和四十二年六月二十九日受理
紹介議員 藤田 正明君	紹介議員 平井 太郎君	旧軍人等に対する恩給及び扶助料の早期適正化を図り、一日も早く適正公平な待遇が実現するよう、左記事項について格別の配慮をされたい。
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	一、恩給、扶助料の基礎となる仮定俸給年額を適正に改正すること。
第三三六〇号 昭和四十二年七月六日受理	松山郵政監察局の広島郵政監察局への統合反対に關する請願（九通）	二、戦地等の加算年を恩給年額の計算に算入すること。
請願者 愛知県知多郡知多町新知賀宮畠吾	請願者 香川県鏡音寺坂本町鏡音寺市長	三、旧文官との仮定俸給年額の号俸差別を撤廃すること。
家田正孝外二十三名	横山武平外八名	四、一時恩給の年限を実在職連続三年以上に改正すること。
紹介議員 藤田 正明君	紹介議員 平井 太郎君	五、老年福祉年金及び母子福祉年金の併給限度を緩和すること。
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。	六、旧海軍特務士官等の仮定俸給年額を引き上げること。
第三三六一號 昭和四十二年七月六日受理	公務員の共済組合制度改善に関する請願	七、各種の職務加算を旧恩給法のとおり認めるこ
旧軍人恩給に関する請願（二十四通）	紹介議員 鈴木 力君	と。
請願者 愛知県知多郡知多町新知賀宮畠吾	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	八、外地抑留加算を南北諸島等にも適用すること。
家田正孝外二十三名	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	九、職犯拘禁期間をすべて在職年に算入すること。
第三三六二号 昭和四十二年七月六日受理	第二九〇五号 昭和四十二年七月三日受理	十、外地抑留期間はすべて在職年に算入すること。
請願者 北海道北見市本町一五八 泉和夫	公務員の共済組合制度改善に関する請願	十一、恩給、扶助料の裁定及び職權改定事務を促進すること。
請願者 愛知県知多郡知多町新知賀宮畠吾	紹介議員 鈴木 力君	（別紙、「昭和四十二年十月分からの普通恩給同扶助料年額試算表」及び「旧軍人と旧文官の号俸格差と仮定俸給年額比較表」添付）
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。	第五十九名
第三三六三号 昭和四十二年七月三日受理	第三三六四号 昭和四十二年七月三日受理	紹介議員 小林 武君
請願者 岐阜県関市志津野 長瀬美和子外	請願者 岐阜県関市志津野 長瀬美和子外	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
年金（恩給）の増額及び公立学校共済組合健康保険証の終身使用に関する請願	年金（恩給）の増額及び公立学校共済組合健康保険証の終身使用に関する請願	同扶助料年額試算表
請願者 岐阜県関市志津野 長瀬美和子外	請願者 岐阜県関市志津野 長瀬美和子外	号俸格差と仮定俸給年額比較表

昭和四十二年七月二十二日印刷

昭和四十二年七月二十四日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局